

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	中 島 健 司 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	多和田 敦 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	木 村 貴 江		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 山田利夫君、6番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問を始めさせていただきます。

最初に、留守家庭児童教室についてお尋ねをいたします。

垂井町においては、「安心して子供を産み育てられるまち」を目指して、留守家庭児童教室を開設し、保護者がお勤めなどで御家庭で保育できない場合に、放課後と夏休みなどの長期休業期間、小学校1年生から3年生のお子さんをお預かりしています。大変ありがたい取り組みで、働く親さんにとっては大きな支えとなっているところですが、利用についてはさらに御要望があるように聞いております。

そこで、まず1点目、各教室の定員と利用状況についてお知らせください。

続いて2点目、4年生以上への対象学年の拡充についてお尋ねをします。

厚生労働省は、平成27年4月、放課後児童クラブ運営指針を策定し、これまで対象児童は小学校1年生から3年生としていましたが、6歳から12歳と改め、小学校6年生まで拡大しました。児童期の発達特徴を低・中・高学年の3区分ごとに整理し、発達過程を踏まえた配慮事項についても規定しています。

近隣市町の状況を見ても、大垣市では1年生から4年生まで、池田町は1年生から5年生、神戸町は1年生から6年生までとなっています。放課後、特に早く日が暮れる冬期においては、児童を1人にしておく不安をなくすため、垂井町も対象学年を見直すべきではないでしょうか。

次に、夏休みなどの長期休暇のみの利用についてお尋ねします。

パートタイムなどで働く親さんにとって、夏休みなどの長期休暇のみの利用ができれば、仕事を休むことなく通年働くことができます。これは雇用支援にもつながります。このことは、また雇用する企業や事業所にとっても安心して雇用できることとなります。聞くところによる

と、本当は長期休暇のみの利用が希望であるにもかかわらず、それがかなわぬために年間を通して利用している保護者もあるようです。利用者のニーズに対しては、よりきめ細かな対応が求められていると思います。

神戸町においては、本年度より5、6年生について長期休暇期間のみ利用ができます。池田町においても、夏休みのみの利用が可能です。垂井町でも夏休みなどの長期休暇に家庭にかわる生活の場を確保し、遊びや生活指導を行うことにより児童の健全や安全を図り、保護者が安心して働くことができる環境づくりのため、ぜひ早急に対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に4点目、この留守家庭児童教室の保育料についてお尋ねします。

現在、垂井町の保育料は月額1万円で、他市町よりちょっと高い設定となっておりますが、神戸町は6,000円、池田町は5,000円、大垣市は所得に応じて3,000円から1万2,000円です。垂井町以外は、7月、8月別料金となっております。垂井町でも、より細かな料金設定にしてはいかがでしょうか。

続いて、子宮頸がんの検診についてお尋ねをします。

早期発見が治療の決め手となるがんの予防にはがん検診が有効ですが、垂井町が実施するがん検診における受診率は、平成25年度実績19%と低い水準にあります。

また、特に子宮頸がんの検診は、現在町内に産婦人科医がなく、検診車で指定日に実施されています。身近で受診できて手軽ではありますが、特に若い世代で、検診車でなく都合のよい日に受診できる医療機関での受診を希望される住民がおられます。検診車に加えて、町外の医院や病院と提携できないでしょうか。がんが発見された場合も、そのまま治療ができて安心だと思います。

次に、健康ポイント制度の導入についてお尋ねをします。

健康ポイント制度とは、自治体が行っている健康促進のための制度で、活用する自治体がふえてきています。最近では外出時に車を多用するようになったので、日本全体で運動不足が深刻な問題となっています。それを解消すべく設けられたのがこの健康ポイント制度で、健康になってもらうことで医療費を削減させるという狙いもあるようです。また今後は、政府は健康ポイント制度を導入している自治体に補助金を出すなど支援をしていくようです。

会員を募り、ポイントカードや手帳を発行して、町が主催する健診を受けたり、健康講座を受講したり、ウォーキングやラジオ体操など健康促進のための行事に参加した場合などにポイントを付与し、現金や商品券に交換できるというものです。健康促進と疾病予防を図るため、当町でも導入をしてはいかがでしょうか。

以上、3点お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） おはようございます。

安田議員の質問につきましては、健康福祉課所管に係りますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

質問は大きく3つございましたが、まず1つ目の留守家庭児童教室についてからお答えをさせていただきます。

初めに、現在、垂井町におきまして留守家庭児童教室は5つの教室で開設しておりまして、教室が設置されていない校区の児童につきましては、子育て応援タクシーを利用して入室していただいているところでございます。

それでは初めに、1点目の各教室の定員と利用状況についてですが、4月1日現在の状況でございます。

垂井小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍49名、東小学校留守家庭児童教室では定員80名に対して在籍64名、宮代小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍17名、表佐小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍40名、府中小学校留守家庭児童教室では定員40名に対して在籍32名でございます。5教室の合計202名の児童が在籍しているところでございます。

続きまして、2点目の4年生以上への対象学年の拡充について可能性はあるのかという質問についてでございますが、4年生以上への対象学年の拡充につきましては、学年に応じた指導を実施するために指導員と施設の確保が課題となっております。そこで、余裕教室の活用や国において定められています子育て支援員研修事業の受講者の採用など、受け入れ年齢の拡大に向けて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

質問の対象学年の拡充につきましては、今年度中に一定の方向性を見出す予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、3点目の夏休みなどの長期休暇のみの利用は可能かという質問についてですが、夏休みなど長期休暇のみの利用につきましては、現在、受け入れに対応する短期雇用の指導員の確保が困難であることから入室をお断りしているのが現状でございます。こちらにつきましても、受け入れ年齢の拡充と同様に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。現時点で受け入れについての実施は難しい状況でございます。

続きまして、4点目の保育料についてですが、留守家庭児童教室の保育料につきましては、垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例第8条により、月額1万円としておるところでございます。

しかしながら、生活保護法に規定する被保護者の世帯とか、学齢児童生徒就学奨励規則に規定する奨励金の交付を受けている世帯とか、災害等により著しく被害を受けた世帯などのいずれかに属する保護者に対しては減免を行うことができることとされております。

なお、留守家庭児童教室の運営につきましては、県の補助金を受け実施しておるところでございますが、提供するサービスに対しまして、必要な費用の一部を保育料として保護者の方に一律の保育料を支払ってもらう応益負担を原則としておりますので、御理解をいただきたいと

思います。保育料につきましては、今後も運営方法やサービスの内容等とあわせまして、その中で適正な保育料を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上が留守家庭児童教室についてでございます。

続きまして2つ目の質問、子宮頸がんの検診についてでございますが、初めに、子宮頸がんは部位的に観察や検査がしやすいため発見されやすいがんで、早期に発見すれば比較的治療しやすいが、進行すると治療が難しいことから早期発見が極めて重要と言えます。また、子宮がんのうち約7割程度を占め、最近は20から30歳代の若い女性にもふえてきており、30歳代後半がピークとなっているのが現状でございます。

早期発見・早期治療に結びつけるため、節目の年齢になった女性に、子宮頸がん検診について町が実施する検診を無料で受診できる検診無料クーポン券と、がんについて解説した検診手帳を送付いたしまして、受診を勧奨しているところでございます。また、平日の受診に加えまして、1日だけではありますが11月の第3土曜日にも検診日を設けております。

行かなければと思うけれど、なかなか行く勇気が出ないと、特に若い世代の女性にとって婦人科の検診はなかなかハードルが高いと言われており、ましてや検診車での集団検診となると足が遠のくのもやむを得ないことかと思われまひます。若い世代の女性の検診への不安をいかに取り除くかについては、予約を受け付ける際に受診での服装などの注意点を事前にお知らせしたり、検診車の委託業者と当日の進行などに十分な打ち合わせを行ったりして配慮しているところでございます。

子宮頸がんの受診率を見ますと、県が25.6%、町が23.9%と決して高くはございませんが、胃や肺や大腸がんの検診よりは高い数値となっているところでございます。

次に、婦人科及び産婦人科の開設状況ですが、西濃管内では内科187件に対しまして16件の開設、郡内におきましては内科14件に対して1件も開設されていないのが現状でございます。このような状況の中で、検診車による集団検診は一定の成果とその役割を果たしているものと考えております。

議員御提案の町外の医療機関への受診につきましては、女性が安心して受診できる方法の一つであり、今後検討してまいりたいと存じます。ただし、現在検診に協力をいただいております不破郡医師会や町外の医療機関の受け入れなどにつきまして、協議・調整が必要となりますので、実施について可能か不可能かを含めましてお時間をいただきたいと存じます。

女性にとりましては身近で怖い病気であり、検診で早期発見することが極めて重要でありますので、ぜひ勇気を出して検診を受けていただきたいと考えておりますので、保健センターとしても今後も安心して検診を受けていただきますようPRや受診勧奨に努めてまいります。以上が子宮頸がんについてでございます。

続きまして3つ目の質問、健康ポイント制度の導入についてですが、議員御説明のとおり、高齢化で医療費がふえ続ける中で運動や健康教室への参加、健診など健康づくりに取り組んだ人がポイントを受け取って商品券や地域の名産品などに交換できる健康ポイント制度を導入し

て医療費の抑制を目指す自治体がございます。

国でも、東京オリンピックを見据えて、スポーツに関心のない人たちにも運動してもらおうと、平成27年度から健康ポイント制度を取り入れた事業に対して補助金を交付し、全国で50の市区町村が対象となっているところです。岐阜県では、岐阜市が「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」の指定を受け、既にさまざまな事業を展開していると聞いております。

個人の健康増進、疾病予防に向けた取り組みに対する利益供与をどの程度まで行うのか、医療保険者が行うのか、既に行っている健診や人間ドックとの均衡はどうなるのか、民間のスポーツクラブとの関連など、検証すべき課題は多く見受けられます。個人の健康意識の向上や健康的な生活習慣の実践を促し、その活動を支援することも健康なまちづくりにとっては重要な施策であると認識しております。

町では本年度、健康日本21たるい計画を見直し、改訂版を策定するところでございますが、策定に当たり健康と食に関するアンケートも実施する予定で、現在内容を検討中ではありますが、健康の関心や運動の実態なども調査する予定でございます。

こうした調査結果や、議員御説明の民間での実証実験、岐阜市など先進的な自治体の取り組みを参考に、新たな手法として研究・検討をしたいと存じますが、当町におきまして現時点では直ちに導入、実施することは大変難しい状況でございますので御理解をお願いいたします。以上が健康ポイント制度の導入についてでございます。

以上、安田議員の3つの質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長の御許可をいただきましたので、初めての定例会、初めての一般質問をさせていただきます。

去る4月統一地方選におきまして、初議会、5月臨時会の町長所信表明の中で特に印象深い文言として、スピード感を持って行政経営を行ってまいります、住民目線による行政運営に努めます、協働のまちづくりをさらに推進してまいりますと述べられております。何も揚げ足を取るということではございません。町長のこの心意気と取り組み姿勢に共感するものでございますし、立場は違っても議員として垂井町の発展のために全力で取り組む所存でございます。プロローグはこれぐらいにいたしまして、早速質問に入らせていただきます。

まず1点目、垂井町庁舎問題についてでございます。

庁舎問題に関しては、垂井町庁舎のあり方検討委員会を設置し検討されているところでございますが、過日、満18歳以上の町民の中から2,000名を抽出しアンケートをとられております。現在、その集計中だと存じておりますが、一方、垂井町におきましてはまちづくり基本条例制定以来、協働のまちづくりを推進され、各地区まちづくり協議会組織の設立と運営の確立が図

られてきているところでございます。私はそれ以来、政策、施策の決定プロセスにおいて大きく変えなければならないのではないかとこのように思っております。

庁舎問題は、各地区まちづくり協議会と協働で進めるべき最適事案であり、まちづくりにおいても最重要案件でございます。事庁舎問題について、町長が描いておられます協働のまちづくり手法とはどのようなものなのか、お考えをお尋ねいたしたいと思っております。

また、庁舎問題をテーマに加えたワークショップ「ふれあいトーク」の御予定はいかがなものでしょうか。あるのでしょうか、あわせてお尋ねをいたしたいと思っております。

2点目、地域活動支援センター「けやきの家」の施設老朽化対策、支援内容の充実と障がい児・者福祉についてでございます。

昭和29年建築の旧助産所を改装し、「けやきの家」として利用されてきていますが、耐震問題も含めまして老朽著しく危険建物的で施設内容も時代にマッチしていない現状と、あわせて支援サービス内容の現状をどう認識しておられるのかをお尋ねいたします。

また、垂井地区でのこども園建設に関連して生じる空き施設利用の一端に「けやきの家」の移転構想がある中、現利用者や入所希望の保護者の方からの切実な充実要望に則した新たなハード・ソフト両面の具体的検討は、こども園建設とあわせて同時進行で進めなければならないと考えるものでございますが、現在、どのような現状で取り組まれているのかをお尋ねいたします。

次に、垂井町とは人的、財政的、業務的にも密接な団体との見地から、社会福祉協議会における障がい児・者福祉事業のさらなる取り組み展開と体制充実につきまして、どのように指導、助言されているのかをお尋ねいたします。

所信表明では、所信の一端を申し上げるとおっしゃられています。全ての事務事業の取り組み姿勢を掲げることができないことはよく認識いたしております。がしかし、障がい児・者福祉に関して、その一片の思いも語られていないこと、まことに残念でございます。当然にして、優先順番をつけて取り組むもの、同時並行で取り組むもの、さまざまであると思っておりますが、障がい児・者を持つ親の心情は切実なものでございます。親亡き後の行く末を思うとき、いってもたってもいられないのではと思っております。ぜひに町長、障がい児・者の福祉の取り組みについて、その一端をお聞かせいただけないでしょうか。

3点目、きめ細かな子育て支援の具体策の提言についてでございます。

子育て真っ最中にあっても、子供を保育園に入園させて仕事につくのは一般的で、経済社会にとっても有用、有益なことでございます。ところが子供のことで、よく熱を出したりけがをしたりと、いつ何どき保育園から緊急のお迎えの電話連絡が就労先にあるやもしれません。そのようなときにあっても、快く早退などさせていただけるような企業は就労者にとって非常にありがたいものでありますが、一方、企業にとっては業務の継続性、効率性からいいますと大きなリスクを負うことにもなります。もちろんリスクを承知で人材を募集しなければならない企業に都合もあるでしょうが、企業側の柔軟な労務体制の取り組み努力と子育て応援につな

る現実を評価され、保護者にとって有益なこうした企業に対して何らかの優遇措置を付した子育て応援企業認定制度の創設を御提言申し上げたいと思います。

町長も取り組みの思いを表明されている子育て支援や、若者の就労支援の強化の観点から企業支援を積極的に行うことにより、さらにその輪が広がり多彩な就労先の開拓にもつながるものだと思いますが、町長の御所見をお伺いいたしたいと思います。

4点目、観光推進体制についてでございます。

観光事業の活性は、町振興にとって大変有益、有用なことでございます。垂井町は誇れる歴史的財産を有し、交通インフラ、他の観光地と連携しやすい地理的条件など、大変優位性のある町だと認識いたしております。

入り込み観光客の倍増、あるいは3倍増を目指すぐらいのサプライズの発想を持って観光振興を企画立案していく必要性を痛感するものでございますが、そのためにも強力な組織体制の確立が急務であると考えているところでございます。行政、商工会の観光部門、観光協会、観光関係団体を有機的に結合し、それぞれの機能を最大限発揮できるような推進組織の創設はできないのでしょうか。折しも地方創生が大きく叫ばれていますように、各自治体がそれぞれ地域活性化のため積極的な取り組みをしようとしています。

垂井町もぜひに果敢な実効性のある取り組みを期待いたしたいと思いますが、御所見をお尋ねいたしたいと思います。

以上、4点一般質問をさせていただきます。よろしく御答弁いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、若山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、庁舎問題、それからけやきの家、観光推進につきましては、それぞれ担当部署のほうから説明をさせていただきますが、私のほうからは2点目にありました後段の障がい児・者福祉についてと、きめ細かな子育て支援の具体策の提言についてをお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず障がい児・者の取り組みについてであります。

所信について、一言も触れられていないので残念であるという御発言がございましたが、まさに議員もよく御存じのとおり、全てを所信で述べるのは非常に難しい話ではございますが、今回の選挙におきまして垂井町の選挙公報及び選挙チラシを出したわけでありまして、その中におきましても社会福祉の充実という中で障がい者の支援の充実ということは公約と申しますか、その思いの中でうたっておるところでございますが、決してそういうことを思っていないということではなくて、そういった思いを非常に強く思っておるというふうにまず御認識をいただきたいと思っております。

さて、障がいに対しての考え方はいろいろ変遷してきておりますけれども、新しい考え方といたしましては、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのはその人の障がいのせいではなくて、障がいのある人を生きづらくさせている社会が問題であるというような考え方に、この障がいに対する考え方が広がってきておるといふふうに考えております。

そして、障がいのある人が他の人と同じように教育、労働、雇用、社会保障の権利が保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受けるときに、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での合理的配慮を義務づけている。言い換えれば、障がいのある人をありのまま受け入れるように社会が変わっていく必要があると、このように思っております。この考え方を基本に、障がいのある人もない人も地域でともに支え合い、暮らし続けることができる町を目指していかなければならないというふうに私どもは考えておるところでございます。

それには早期発見・早期療養の上、学校、社会とつなぐ切れ目のない一貫した支援体制の充実や就労支援とあわせて、卒業後の日中活動の場の確保や障がいの特性に応じた活動の場を選択できる環境の整備、施設から地域へという流れの中で、障がい者の方が地域で自立した生活の実現を図るためにグループホームなどの充実、あるいは障がいがある方の地域生活を支え、必要なサービスが選択できるよう相談支援体制の確保など、具体的な施策に取り組む必要があると考えておるところでございます。

障がい者など支援が必要な方についての支援は、何よりも優先して実施する必要があり、先般の常任委員会の報告のとおり、重度心身障がい者へのサービスの拡大の件や「いずみの園」の強化など、必要な支援につきましては年度途中でありましても随時取り組んでいく姿勢でございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

大きく3点目のきめ細かな子育て支援の具体的な提言についてでございますが、子育てをする保護者にとって、安定した就労は不可欠であるのは言うまでもないと思います。そのためには保護者本人への支援だけではなく、就労する企業の理解と協力を得なくてはなりません。これにつきましては、昨年度策定いたしました子ども・子育て支援事業計画においても、子育てと仕事が両立できる環境づくりを施策の一つに掲げ、住民や事業所等に対して子育ての社会化、男性の子育てへの参加、事業所の子育て家庭への支援等について理解と協力を呼びかけているとしております。

また、現在国において進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、施策の基本目標に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、その中で若い世代の経済的安定と仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現を訴えております。これらにつきましては、行政や保護者だけで実現されていくものではなく、事業所の協力なくしては実現が不可能であります。

そこで、当町が進めております地方版総合戦略における垂井町総合戦略策定事業の中において、地域の特性を客観的に把握し分析を行った上で、活性化に向けた好循環を生み出すための戦略を策定する必要があるとございます。子育て支援戦略の一つとして、将来に向けて若い世代の安

定した就労を確保するためにも、議員が提案される企業への優遇措置を付した子育て応援企業認定制度も含めまして、企業への支援など町内企業への協力を得る手法について、今後、戦略会議等策定の中であわせて検討していきたいと考えております。

事業所を支援することが企業も巻き込む町を挙げての子育て支援となり、安心して子育てのできるまちづくりを実現するものと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

他につきましては、担当課から説明させます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 若山議員の質問のうち、健康福祉課に係ります2つ目の質問の地域活動支援センター「けやきの家」の施設老朽化対策、支援内容の充実と障がい児・者福祉について、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、「けやきの家」の現状をどう捉えているのか、あわせて今後ハード・ソフト両面をどのように取り組まれるのか、具体的にということですが、まず初めに「けやきの家」について概要を説明させていただきます。

沿革といたしましては、平成5年に小規模作業所として設置しまして、事業を垂井町社会福祉協議会に委託し開所いたしました。平成18年に、指定管理者制度に基づきまして垂井町社会福祉協議会を指定管理者に指定いたしまして、平成19年には障害者自立支援法に基づきます地域活動支援センターに移行してまいりました。現在、定員20名に対し利用者数は17名、活動内容は町内事業所の請負作業や福祉製品の作成や社会参加事業などでございます。

地域活動支援センターの基本方針といたしましては、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならないとなっております。

そこで、1つ目の質問の現状についてでございますが、ハード面におきましては、建物の老朽化が著しいことは十分認識しているところでございます。また、ソフト面におきましては、指定管理契約に基づき業務報告の提出を求めまして、活動内容を点検しておるところでございます。基本方針に照らしまして活動内容を検証し、特に利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、具体的な事業の実施が必要であると認識しておりますが、今後の具体的検討は、現在のところ利用者など当事者の方との具体的な検証は行っていないのが現状でございます。

今後、幼保一元化に伴います既存施設の統廃合により生じます空き施設の再利用など、再配置を進める上で関連性を持った新たな福祉施設を検討することは必要でございまして、当事者の方との協議を踏まえ取り組む必要があると認識しているところでございます。

続きまして、2つ目の質問の社会福祉協議会に対する障がい児・者福祉の取り組み指導はでございますが、現在、社会福祉協議会では居宅介護事業所として居宅介護事業を、また地域活

動支援センターの指定管理者として障がい児・者福祉事業を行ってはいますが、協議会の事業、活動全体から見ますと相対的に低調であることは否めないと認識をしております。

要望があります福祉ニーズにつきましては、質的、量的の両面から十分に把握し、地域社会を担う社会福祉協議会の持ち前を発揮できますよう、人的、財政的な充実を図りながら障がい児・者福祉事業の推進をさらに求めていきたいと考えているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、若山議員からの質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 若山議員の第1点目の垂井町庁舎問題について、私どもの総務課のほうから御回答申し上げたいと思います。

2点ほどお尋ねでございますが、まず昭和41年に竣工いたしました現在の庁舎でございますが、49年が経過いたしまして建物等の老朽化や高度情報化への対応の限界、あるいはバリアフリー対応への不足といった問題を抱えておりまして、また庁舎の狭隘化は住民サービスの低下、あるいは行政効率の低下を招く要因になっておるところでございます。

さらには、耐震診断では耐震性の不足が指摘されておりまして、地震が発生した際の安全面、あるいは防災拠点としての機能を担う上で問題がございまして、早期の対応が求められておるところでございます。

垂井町は、これまで小・中学校を初め避難所となります公共施設などの耐震化を進める中、平成26年の11月には、議員御指摘にございます垂井町庁舎のあり方検討委員会を設置いたしまして、本庁舎の基本構想に関する検討を開始したところでございます。検討委員会では、会議による検討あるいは協議のほか、本庁舎の基本的な構想案を今年度中に町長に答申していただく予定で、これまで既に2回の議論がなされ、建てかえによります建設を行うことで議論が進められておるところでございます。

議員御提言の中に、政策あるいは施策の決定プロセスにおきまして、この問題は各地区協議会、まちづくり協議会と協働で進めてはといった御提言でございますが、さきの検討委員会委員の委嘱に当たりましては、1つに女性の参画に意を置いたところ、それから2つ目には各地区の自治会を代表いたします連合自治会からの御参加を、また3つ目といたしましては、議員御提言のとおり、同様の考え方から各地区まちづくり協議会からの参画をお願いするなど、大きく分類いたしまして、この3つの視点から各種の公共的団体からの推薦をお願いさせていただいたという経緯がございます。

したがって、これまで同様、検討委員会は原則公開といたし、また住民の皆様が協議経過が確認できますよう引き続き傍聴席の設置、あるいはホームページでの会議録の公表などに努めていく考えでございます。また、多様な立場の委員さんが比較的自由闊達な意見交換をさ

れているこれまでの検討委員会の雰囲気も大切にいたしながら、より効果的あるいは効率的に審議できるよう支援していくところでございますので、あわせて御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目に御提言いただいておりますワークショップあるいはふれあいトークの実施についてのお尋ねでございますが、町民意見の反映方法につきましてはさまざまな手法が考えられるところでございます。あり方検討委員会で審議いたしましたアンケート調査を去る5月に実施するなど、現在その集計作業を行っておるところでございます。

そのほかの手法につきましては、議員提言されておりますとおり、町民ワークショップの開催も想定されるところでございますが、基本構想の段階につきましては住民の皆様の意識向上と総論としての意思統一が重要であることから、いまだ事務局素案の段階でございますけれども、基本構想案のパブリックコメント実施にあわせてシンポジウムなるものを開催してはどうかとただいま思案中でございます。

したがって、ワークショップ手法につきましては、具体的な整備内容を検討いたします次のステップ、いわゆる基本計画段階での手法が効果的ではないかと、現時点につきましてはそのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

いずれの手法にいたしましても、庁舎のあり方検討委員会の協議結果と町民の意見を効果的に基本構想に反映させるため引き続き十分検討してまいりますので、あわせて御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 若山議員からの4点目のお尋ね、観光推進体制について、産業課が所管しておりますのでお答えをさせていただきます。

行政の観光部署、商工会の観光部門、あと観光協会など観光団体を統合した推進組織の創設が急がれているというふうなお尋ねでございました。

現在、行政の観光部署は役場の産業課、商工会の観光部署は観光商工振興委員会、そして観光協会は目的に賛同した者が入会してその業務を担っているところでございます。これらを統合した推進組織を創設した場合、現段階においては目指すべき共通の目標がないため、その活動の方向性が定まらず一貫した運営ができないといったおそれがあります。

したがって、課題といたしまして、観光を通してまちづくりを推進するこれらの組織が活動していくための目指すべき共通の目標を持つことが重要であり、そのためにはまず現状を把握し、資源を発掘し、マーケティング調査などを行った上で同じ目標に向かった戦略を定める必要があると、このように考えております。

本年度、本町におきましてはこれらの調査も踏まえて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生先行型の交付金を活用し、観光資源ブラッシュアップ事業を実施してまいります。こ

の事業の中で、商工会や観光協会など各種団体と連携を図りながら、観光を通して垂井町へ新しい人の流れを創出するための目指すべき目標を見出して共有していきたいというふうに考えております。

この目標を共有して推進組織が仮に創設された場合の期待といたしますか、展望でございますけれども、それぞれ行政、商工会、観光協会などには特色といたしますか性質があります。異なった特色がございます。その団体でないとできないことだとか、その団体で行ったほうが効果が期待できること、またこれとは逆に、その団体では行わない方がよいことやその団体ではやってはいけないことなどがあります。

しかし、関係団体、これらが一体となった組織ができますと、それぞれ役割を分担したり連携したりしてそれに見合った戦略を練ることが可能であり、その得意分野を活用した事業展開が期待でき相乗効果もあると考えます。

例えば、昨年、商工会が中心となって関係団体を集めて実行委員会組織を設けて、町内外から多くの協力を得て垂井駅前に竹中半兵衛公の銅像を建立されました。これはその一つのよい事例ではないかなというふうにも思います。

観光事業の活性は町振興にとって大変有益・有用なことであり、組織を横断した強力な推進体制の確立が必要なことは議員と考えを同じくするところでございます。本年度実施する観光資源ブラッシュアップ事業を実行していく中で、観光を担う総合力ですね。町、商工会、観光協会だけに限らず町内で観光に携わる全ての方の組織を結集して、力が精いっぱい発揮できるような推進体制が整えられるよう準備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 再質問をさせていただきますけれども、庁舎問題についてでございます。

私、まちづくり基本条例の基本といたしますか、その方向性、地域コミュニティの醸成ということで、鋭意協議会組織の運営の確立、この方面に力を注いでいらっしゃるし、大きな予算を伴いあわせながら町としても強力で推進されているところだと思っております。

庁舎問題は本当に全町的に及ぶ問題でございます。住民一人一人の思いがどのような形で結実していくのかというプロセスについては、町側としても十分配慮をなされているやに認識いたしておりますけれども、事このまちづくり基本条例、肝いりで制定されましたこの条例、各地区まちづくり協議会におけますいわゆる協議の喚起ですね。そういった各地区での自主的な検討、こういったことはどちらかというとな消極的に聞こえてくるわけでございますけれども、そこら辺の協議会の活用についてをいま一度御確認をさせていただきたいと思っております。

それと福祉関係の問題です。

「けやきの家」の問題でも、それからきめ細かな子育て支援の具体策の提言についてでもそうでございますけれども、行政側はサービスを提供する側、いわゆる債務者というような意味

合いをあえて申しますと、それを受ける住民側は債権者、受益者でございますね。双方に期限の利益というものがあるんだと思っております。

その期限の利益が明確にならない、いわゆる期限が定まっていない。いつまでに、どのような課題で取り組んでいくのかということがどうしても明確にされないので、そこら辺が曖昧になってくるというふうに思っております。ぜひ「けやきの家」の問題にしても、きめ細かな子育て支援の具体策の取り組みにつきましても、期限をできますならば明確にさせていただければというふうに思っております。

それから、観光推進体制でございますけれども、これにつきましても大きな目標を設定していただきたいと思っております。

垂井町はずうっと観光のなかなか難しい、よく認識いたしております。がしかし、垂井町は先ほども申しましたように歴史的な、他市町村にないような優位性のある観光産物がございます。垂井町は国府所在地でございましたし、美濃国一宮の神社もございます。竹中半兵衛公の陣屋跡、菩提山城跡、いろいろありますし、お祭りに関しましても、まさに国の重要文化財になってもしかるべきの垂井曳軸まつり、これらも私はあると思っております。

ぜひそこら辺も期限を切るといいますか、明確にその目標、目的を定められて取り組みをされてはと思います。どうかそこら辺に関してもお答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず庁舎問題に関するまちづくり協議会とのかかわりということでございますが、議員はまちづくり協議会との協働で進めるべき最適事案というような御発言がございましたけれども、まちづくり協議会が抱える課題というのは、やはり各地域の課題をどう対応していくかということがまず大きく前提にあると思っております。

行政といたしましては、この庁舎問題、全町的な問題として地域の意見を吸い上げる場としてこの協議会というのを使っていく形になるかというふうに思いますけれども、そのときにどういう情報を出していくかということが必要でありまして、協議会の中で、その協議会の思いで庁舎をつくっていくという状況ではなくて、やはりこれは全町挙げての取り組みになりますので、協議会そのものが、例えば宮代なら宮代、表佐なら表佐だけが庁舎の問題を語っていくというわけではなくて、全町挙げていくべき状況の情報提示というものを各まち協に対して行っていく段階にあるというふうに思っております。その中で説明責任をしっかりと果たし、またあるいは情報を出し、地域の思いを受けながら、住民の思いを受けながら庁舎の問題に当たっていききたいという考えでございますので、そういう部分でのまち協とのかかわりをつくっていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、福祉、観光についての期限ということでございますが、まさにこれは冒頭に議員

がおっしゃいました、私の所信の中で言ったスピードという部分につながってくるのかと思いますけれども、事福祉に関しましてはなかなかこの終着点といいますか、決めるというのは非常に難しい事案があるというふうに思います。どこまでいっても際限がない部分がございますので、何かそういった一つの事案を捉えて、これをいつまでにやるといった一つの積み重ねの中に福祉の充実が出てくるものというふうに思います。

観光におきましても、先ほど目標を持ってということを担当課長も申しましたけれども、これから総合戦略の中でそういったものをつくりながら一步一步進めていくという状況でございますので、もちろん期限を決めて、決めた以上はそれに向かってやっていくという実践が必要になりますけれども、その期限を決めるまでのプロセスというものも大事にしていかなければなりません。ただやみくもに、算段もなしにいつまでにやりますという話というのは非常に無責任な話になりますので、やはり責任を持った対応をとっていくためにはしっかりとした検討をしていきたいと考えておりますので、期限をいつまでに切れというのは非常に難しい御提言かというふうに思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは3点を予定しておりましたが、1点につきましては取り下げをさせていただきます。2点目、3点目につきましては御質問をさせていただきますというふうに思います。

2点目でございますけれども、災害に強いまちづくりについてでございます。

近年、予期せぬ災害、異常とも言える豪雨が襲い、地震なども危惧されております。そこで、減災・防災についてお伺いをしたいと思います。

新聞あるいはテレビ等で毎日のように、日本の各地あるいは世界の各地でいろんな災害発生について報道がされております。地震、豪雨、噴火等、いつ起きるかわからない災害が私たちの生活を脅かしております。これは他人事とは思えません。

そこでお尋ねをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、万が一垂井町が災害に遭った場合として、避難先であります一時避難施設、または臨時避難場所の開設、つまりは誰が鍵をあけるのか、それらのどの場所に使い、開設、運用するのか、あるいは協議はできているのか、具体的なマニュアルはあるのかにつきましてお伺いをしたいと思います。

2点目でございますけれども、各自治会単位で防災倉庫には備蓄品等が備えてあると思いますが、数量はどのような率で算出をされているのか。また、その数量は十分確保できているのかにつきましてもお伺いをしたいと思います。

それから3点目でございますが、高齢者のひとり暮らしがふえる中、災害時の情報開示、あるいは自治会、消防団との連携はどのようになっているのかも伺いたしたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、新たな教育委員会制度についてでございます。

教育委員会制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が成立いたしまして、教育委員長と教育長の統合した制度で、新教育長をトップとした新たな教育委員会と首長との協議をする総合教育会議を全ての自治体に設置することとなる制度がこの27年の4月からスタートをいたしました。

新教育長を初めとする新教育委員会には、いじめ、不登校を初め青少年の非行などの諸課題について、さらに責任のある対応を図ることに期待いたすところでございますけれども、一方、町長さんにはこの大綱の策定権が与えられることで民意を教育に反映させられるほか、予算の調整もスムーズに進むものと思います。しかし、その反面、教育への深い見識やリーダーシップも問われるのではないかと考えられます。

そこでお尋ねをいたしますけれども、1点目として、新たな教育委員会制度に対しましてどのような評価をしておられるのか。また、教育行政に対してこういったリーダーシップが求められるとお考えなのかをお伺いしたいと思います。

2点目といたしましては、総合教育会議については新教育長を初めとする教育委員のほか、有識者を加えることができます。また、教育の大綱も策定することとされておりますけれども、しっかりとした体制で児童・生徒を守り、育てるための大綱をつくっていただきたいと思っておりますけれども、この総合教育会議についてはどのようなお考えなのかをお伺いしたいと思います。

それから3点目といたしましては、今回の制度改正には教育の中立性が保てなくなるのではないかという批判もあるわけでございますけれども、教育の中立性というのは、直接児童・生徒と触れ合う教員とその授業内容にこそ求められるものではないかというふうに思います。そう考えたときに、改正以前においては教育の中立性は保たれていたのかどうか、教育の中立性の確保についてどうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

以上、2点でございますけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 乾議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

大きく分けて2点ありましたが、私のほうからは、2点目の新たな教育委員会制度に対して町長の思いというものを述べたいと思います。

3つあったわけでありまして、順次答弁させていただきますけれども、その前に、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というものが今年の6月20日に公布されまして、本年の4月1日から施行されておるところでございます。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行っておるものでございます。

そういった中で、まず1点目の質問で、新たな教育委員会制度についてどのような評価をし

ているかということでございますけれども、また教育行政としてどういったリーダーシップが求められているのかということもございますけれども、首長が直接教育長を任命することになります。そのことにより任命責任が明確化されること、また総合教育会議の設置によりまして首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるということがございます。また、首長が公の場で教育政策に対して議論することが可能となりますので、首長と教育委員会との連携の中で首長のリーダーシップがより発揮しやすい形になったのではないかなというふうに認識をしておるところでございます。

2点目の総合教育会議についてどのように考えておるかということもございますけれども、この総合教育会議は首長が招集しまして、会議は原則公開であります。構成員は首長と教育委員会委員で、必要に応じまして意見聴取者の出席を要請することができることとしております。

この会議では、首長と教育委員会が教育行政の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、また児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行います。このことにより両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることができるようになるというふうに考えております。

3点目の教育の中立性の確保についてでございますけれども、厳密な意味で考えますと、教育が政治的に中立であるということは非常に難しい側面があるのではないかなというふうに考えるところでございます。

ただし、学校におきましては、教科を含め教育内容全般を学習指導要綱に基づいて行われておりますので、政治が介入できるというふうにも思いません。また、今回の法の改正においても、教育委員会は引き続き執行機関として残りまして、総合教育会議で首長と協議、調整を行っていきますが、最終的な執行権限は教育委員会に保留されておりますので、その意味からも中立性は保たれているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

私のほうからは、教育委員会制度につきましての答弁をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、乾議員の御質問の災害に強いまちづくりについて答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目の避難場所の開設、運用につきましてでございますけれども、一時避難所につきましては自治会ごとに地域で指定いただいております。これは、災害発生時に一時的に避難する場所として地域の実情に合わせた場所を指定していただくことを目的としております。町が指定している指定避難場所、緊急指定避難場所につきましては、小学校、公民館など公共施設の48カ所を指定しております。

避難場所の開設につきましては、災害対策本部により避難所開設の指示がございますので、指示がございましたら施設管理者、関係自治会長、関係自主防災組織の代表者に連絡をとり、

町職員と協力をいたしまして開設するところがございます。避難所の避難スペースといたしまして使用する場所につきましては、施設管理者と協議の上決定するものでございますが、例えば、小学校でありますと原則体育館を使用することとしており、大規模な被害により体育館のみでは収容できない場合は、授業や教職員の業務に支障を来さない範囲で教室等を使用するものでございます。

これら避難所開設の手順、運用等につきましては、平成26年度に避難所運営マニュアルを作成いたしましたので、今後は各施設管理者、住民等に対しまして避難所運営マニュアルの周知徹底を進めてまいりたいとしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。

防災倉庫の備蓄品でございますけれども、町で管理する防災資機材でございます。ジャッキ、ボール、のこぎりなど、救出・救助用の資機材約50品目を各地区1カ所、計7カ所に配備してございます。各自治会単位での防災資機材につきましては、垂井町防災資機材購入費の補助金を活用していただきまして各自主防災組織において整備をしていただくものであります。

また、トイレトーパー、毛布、救急箱などの生活用品約20品目につきましては、府中地区まちづくりセンター駐車場、不破中学校の敷地内、朝倉運動公園駐車場、宮代地区東森下住宅団地地内の計4カ所に配備してございます。朝倉運動公園セミナーハウス、府中地区のコミュニティ防災センターの2カ所につきましては、食糧を備蓄しておるところでございます。

必要数量の考え方につきましては、人口の3割程度、被害想定的人数分等いろいろな考えがございますけれども、現在、町での備蓄量で考えますと、食糧につきましては約4,700食分、1日3食を3日分で計算しますと約520人分、飲料水につきましては約1,300リットル、1日に1人3リットルを3日分で計算しますと約140人分と到底足りるものではございません。備蓄量が多いにこしたことはございませんけれども、保管スペースの問題、予算などの問題により整備できないのが現状でございます。

不足分につきましては、町内企業等からの物資を提供していただけるなど、災害時の応援協定を締結して災害在庫備蓄、流通備蓄の対応も考えております。また、住民の方に対しましては、講習会等において最低でも3日分の個人備蓄をしていただくようお願いしているところがございます。

災害時におけます救出・救助、食糧の備蓄につきましては、自助、共助、公助の連携によりまして少しでも被害の拡大を抑える減災の考え方により対応しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

3点目でございます。

災害時の情報開示、自治会、消防団との連携についてでございますけれども、情報伝達につきましては防災行政無線、登録制のメール、電話応答のサービス、広報車により伝達手段の確保をしているところでございます。

自治会との連携につきましては、年度当初に自主防災組織の組織表を提出していただき、非

常時の連絡体制を確立しております。また消防団につきましては、災害対策本部の一員といたしまして災害対策本部会議に出席していただき、情報の伝達、共有を行っているところでございます。

高齢者の方や災害時に支援が必要となる要配慮者の方に対しましては、健康福祉課において避難行動要支援者台帳を整備しており、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、不破消防組合、垂井警察署等の要配慮者の情報を共有しており、支援者体制の連携強化を努めておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思います。

特に災害につきましては、お隣同士であるとか、あるいは地域での連携を強化し、さらにはみんなで助け合って自分たちの地域は自分たちが守っていくんだということも非常に大切だというふうに思います。答弁にもございましたが、垂井町の地域防災計画の中にもありますように、いま一度再認識をいたしながら、万が一にも災害があった場合にはスムーズに対応できるようにしていただきたいというふうに思っております。

それから、新教育委員会制度についてでございますけれども、特に今回の改正につきましては、教育の政治的中立性、先ほど町長も申されましたが、継続性、安定性を確保しながら教育行政に責任体制の明確化とか迅速な危機管理体制の構築ということで見直しがあるわけでございますけれども、教育制度の抜本的な改革だというふうに思っておりますので、ぜひこの新教育制度につきまして、これからつくられると思いますけれども、相対的に町として今後の方向性についてお尋ねをいたしまして再質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 乾議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

法律の改正によりまして、組織が変わっていく中での今後の教育の方向性ということのお尋ねかと思いますが、基本的に教育委員会とのかかわり方について、法の改正があつて、今さまざまな問題点あるいは考え方を述べましたけれども、今まで行ってきた、実際に運用してきたことに対してそう大きく変化はしているというふうには、私どもは認識をしております。それがより明確化されたという程度でございます。基本的には現状進めております教育行政をしっかりと継続していくこと、子供たちが健やかに元気に育っていく、また地域とのかかわりを強めていく。特に、不破郡垂井町におきましては、ふるさとを大切に教育というものを行っておりまして、このことは子供たちに地域性をしっかりと認識していただくために

非常に有効な教育であると私どもは認識しておりまして、これらの継続について今後も進めていく考えであります。

したがいまして、今回、法の改正があったからといって大きく教育委員会とのかかわりが変わっていくものではなく、現状をしっかりと維持しながら、さらによりよいものをつくっていくという観点で今後も教育行政に当たっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 1 番 太田佳祐君。

〔1 番 太田佳祐君登壇〕

○1 番（太田佳祐君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

私からは、大きく3点御質問をさせていただきます。

まず1点目、職員のソーシャルメディア等使用に関するガイドラインについて、御質問いたします。

技術革新が著しい今日において、インターネットを活用して個人が簡単に情報を発信できるようになりました。特に、SNSと呼ばれるソーシャルメディアは、インターネットを活用した手軽な情報発信の手段として人々の生活に定着しています。ソーシャルメディアを活用した情報発信は、個人にとどまらず企業や自治体においても一般的になってきました。

こういった環境において、自治体の中でも情報発信量に差が生まれつつあり、平成25年度に自治体向けに実施された総務省の調査「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」では、回答のあった895自治体のうち436自治体がソーシャルメディアを活用していると回答しており、全体の約半数がソーシャルメディアを活用して地域の内外を問わずに情報発信を行っております。今後ますますこの割合はふえていくことが予想されます。

しかし、ソーシャルメディアの活用はメリットも多い反面、不適切な情報発信によって、本人のみならず所属する組織に被害を与えるという事態も発生しており、ソーシャルメディアの使用者の情報発信に関する知識やモラルの向上が課題として浮き彫りとなっています。

この課題に対して、自治体や企業では独自のガイドラインを制定して、情報発信の内容に方向性を持たせることで不適切な情報発信に伴うリスクを抑制する動きがあります。このガイドラインは、公的利用、私的利用問わずに所属組織の構成員として適用しているケースがほとんどです。また、ガイドラインが整備されていないがゆえにどのような情報を発信すればよいかの判断がつかず、積極的な情報発信ができないという事態も発生しており、ガイドラインに沿った適切な情報発信を行うことが今後の情報化社会の中で重要となってきます。

さきに述べた総務省調査でも、ソーシャルメディアを利用していない459自治体のうち61.2%が、情報漏えい、誤情報、デマ、権利侵害、不適切な発言のリスクを一番のリスクと捉えており、これがソーシャルメディアの活用を阻害している大きな要因となっています。

以上のとおり、ソーシャルメディアを活用するためには情報発信に関するガイドラインの制

定が必要であることは明らかなです。こういった状況を踏まえて質問いたします。

1つ、町に勤務する職員に対して、業務上もしくは個人利用に当たってのソーシャルメディア活用に関して、ガイドラインやルールを設けているか。

1つ、今後町としてのソーシャルメディアの活用に関しての方向性や実施計画はあるのか。

1つ目は、以上2点の御答弁をいただきたいと考えております。

続きまして2つ目、垂井町としての観光政策に関して御質問いたします。

交流人口の拡大政策は、人口減少の進む日本において市場を維持するために必要な政策です。政府も観光立国、地域活性化を成長戦略の柱としており、地方創生という言葉が定着しつつあります。

こういった環境の中で、垂井町でもまち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生先行型交付金事業を採択し、観光推進事業に関して予算を得ています。そして、それを町の観光協会等に対して助成を行っております。また、垂井町の第5次総合計画の後期計画においても、基本計画の中で観光情報の発信強化や観光資源の整備がうたわれており、平成29年には65万人の観光客入り込み客を目標としております。

上記を踏まえて御質問をいたします。

1つ、昨年度の観光客入り込み客はどれだけであったか。

1つ、目標の達成のための垂井町としての観光政策や方針はどのようになっているのか。

以上に関して御答弁をいただきたいと思っております。

最後に3つ目です。

空き家の活用に関して御質問いたします。

この点に関しては、先輩の議員の皆様も過去の議会で何度も質問させていただいておりますが、私からも御質問いたしたいと思えます。

高齢化が進み、空き家となる家が全国的にふえています。そういった背景の中で、国により空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、県も空き家対策に本腰を入れるようになってきました。一方で、民間では都会から田舎に移住して、古民家を改築してオフィスやカフェなどを立ち上げる若者や起業家があらわれ、それを自治体が支援するといった事例も出てきております。移住者をふやすことは人口減少と空き家対策という2つの課題を同時に解決することができ、そういった手段が注目されつつあります。

垂井町であれば、中山道の宿場町ということで、かつては多くの旅人を迎え入れてきました。現代において、宿場町の機能は失われておりますが、例えば起業家支援として空き家を提供し、垂井町で企業を興して成長し、大都市や世界へ旅立ってもらう。目的のために一時的に滞在する現代の宿場町として、滞在者や在住者をふやしていくことができると考えております。そういった事例の中から垂井に永住する人や企業が出てくる可能性もあり、宿場町というまちの強みを生かすことができます。

また近隣でも、揖斐川町では空き家バンクへの登録促進や物件情報を町のホームページに掲

載し、積極的な情報発信と物件の登録を行っており、空き家対策に対して積極的に取り組んでいる自治体がふえてまいりました。

以上を踏まえて御質問をいたします。

1つ、垂井町としての空き家対策に関する方向性やビジョンはあるのか。

1つ、空き家バンクの積極的な活用を検討しているのか。

以上、2点御答弁いただきたいと思います。

以上、大きく分けて3点が私からの御質問となりますので、何とぞ御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 太田議員の1点目の職員のソーシャルメディア等の使用に関しますガイドラインについて、2点ほど私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目のお尋ねのソーシャルメディア活用に関して、ガイドラインあるいはルールを設けているかといった御質問でございますが、インターネットを利用いたしますコミュニケーションツールといたしましては、議員御指摘のとおり急速に普及あるいは発展を遂げたソーシャルメディアによります情報発信については、そのネットワークの先に広がります不特定多数の人に与える影響を十分考慮いたしまして、細心の注意を払う責任があるところでございます。

現在、垂井町におきましても、インターネット上に存在いたします掲示板等の情報共有サイトへの書き込みにつきましては、庁内ネットワークシステムの利用及び管理運営に関する事務処理要領、その中の第1章第3項の規定により、サイトの掲示板等に情報を書き込む際には所属長の承認を要する行為と規定しておるところでございます。当該要領を遵守することによりまして、いわゆる恣意的な情報発信、あるいは垂井町の信用失墜等を招くことがないように未然に防止いたし、常に透明性あるいは信頼性の高い情報提供に努めておる現状でございます。

このように、現状につきましては、今申しましたとおりガイドラインやルール等の規定はございませんが、今後、ソーシャルメディア等による積極的な情報発信を実現する際につきましては、当該ガイドラインの有用性と必要性につきましては議員御提言と同じくするところでございます。そういったことで、第1点目につきましては御回答申し上げたいと思います。

次に、同じく2点目の御質問でございますが、今後、町としてのソーシャルメディアの活用に関しての方向性あるいは実施計画はあるかについてのお尋ねでございます。

フェイスブック等に代表されるソーシャルメディアを利用した情報発信につきましては、多数のメリットがある反面、議員が先ほども申されたとおり、デメリットも多々あるわけでございます。ソーシャルメディアは、広報による町民への情報発信のみでは実現不可能であったような、よりリアルタイムな情報を提供可能といたしまして、またあわせて昨今のインフラ整備と携帯型端末機の普及によりまして、いわゆる時間と場所を気にすることなく最新の情報を受け取ることが可能となりました。しかしながら、何度も申し上げますが、反面、情報漏えい、あ

るいは間違った情報の発信、あるいは権利侵害などといったリスクが隣り合わせにあることも事実でございます。このことを十二分に認識した上で、御提言にございますとおり、我が垂井町におきましても新たな情報発信の一手法といたしまして、フェイスブック等の活用を視野に入れながら前向きに検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

がしかし、ソーシャルメディアの活用による実現につきましては、ガイドラインと平行してきめ細かな情報発信のルールづくりがやはり必要でございます。したがって、リスク対策も含めて庁内での検証、あるいは調整にいましばらくのお時間を頂戴いたしたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 太田議員から、垂井町としての観光施策に関してということで2点お尋ねがございました。昨年度の観光客入り込み客数はどれだけであったのかということと、総合計画に定められている目標達成のため、垂井町として観光政策や方針はどのようになっているのかというところでございます。

まず1点目の、昨年度の観光客の入り込み客数はどれだけであったのかということについて、御答弁をさせていただきます。

この観光入り込み客数につきましては、南宮大社の参拝者を初め垂井曳軸まつりなど特定のイベントへの来場者の数を毎年概算で算出しております。議員の御質問にありまして、第5次総合計画におきましては、平成29年の目標数値を65万人としているところでございます。昨年度、平成26年度の概算で算出した数値でございますけれども49万2,000人でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、総合計画に定められているこの目標達成のための垂井町としての観光施策や方針はどのようになっているのかというところでございますが、本町においては第5次総合計画において、住民と行政が一体となって、町外から多くの方が訪れる魅力あるまちづくりを推進することとしております。

取り組み方針といたしましては、観光協会と町が連携をして主に担っているわけでございますけれども、町としては観光事業の全般を総括して、計画立案だとか案内看板の設置といった、主にハード事業を中心に事業を行っております。また、観光協会といたしましては、誘客、宣伝、おもてなしといった主にソフト事業を中心に行っているわけでございます。この観光協会は、以前は垂井町長が会長というところであったのですけれども、平成23年度に民間の会長を迎え、昨年、平成26年度には規約改正を行って、会員が主体で活動できる協会として組織改編を行ったところでございます。

町の昨年の主な取り組み事業でございますけれども、大河ドラマの影響もありまして、これを考慮いたしまして竹中半兵衛公ゆかりの史跡の整備だとか、大河ドラマサミットを実施して

情報の発信を行ったところでございます。

本年度は主に、先ほどから話が出ておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生先行型の交付金を活用して、観光資源ブラッシュアップ事業や観光案内サインの設置工事などを進めていきたいと、このように思っております。

一方、観光協会では、昨年度は新しい組織体制のもとで、新役員を中心にパンフレットの作成や地域の観光資源をよく知るための勉強会の開催など従来からの事業を行ってきまされたけれども、それに加えて新たな事業として旅行会社を対象とした商談会への参加など積極的な事業展開をなされておるようでございます。

議員お尋ねの中にもありましたとおり、人口減少の進む日本においては観光は大きな成長が見込める分野であると期待されているわけですが、岐阜県においても関ヶ原合戦を大きなテーマとして捉え、古戦場の整備や活用に力を入れようとしております。

この関ヶ原合戦は、垂井町を初め大垣市も舞台となっており、周辺市町と協力しながら取り組んでいく必要があると考えられており、町においても交流人口拡大に向け観光協会や岐阜県、あるいは近隣市町と連携した取り組みを実施してまいりたいと思っております。

これらのことを踏まえて、本年、町において観光資源ブラッシュアップ事業を実施するわけですが、現状把握、資源発掘、マーケティング調査を行いながら、今後の目指すべき方向性を定めて町と住民がより一層一体となった観光振興を図れるよう戦略を策定していきたいと、このように考えております。よろしく御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、太田議員の御質問の空き家の活用について答弁をさせていただきます。

まず初めに、これまでの町の空き家対策について御説明をさせていただきます。

空き家対策につきましては、住民の方からの情報を受けまして、所有者を確認し現地調査を行っております。所有者が町内に在住であれば、訪問等により改善を促します。また、所有者が町外の方であれば文書により通知をしております。さらに、所有者が空き家の近隣に住んでおられる場合には、自治会長など地域の方と相談をし、改善を求める対応を行っております。

次に、空き家の相談件数でございますけれども、平成25年には13件、平成26年には8件、今年度は現時点で2件の相談を受けており、うち1件につきましては昨年度から引き続き相談を受けておる案件でございます。

相談の内容につきましては、瓦が落ちそうで危険である、窓ガラスが割れており防犯上危険である、庭に雑草が生い茂っており管理がなされておらず不衛生であるといったものが多く、対応している中には所有者が不明な物件もあれば、自己破産による差し押さえ物件、金銭的な事由により対応ができないなど未解決な案件もあるところが現状でございます。

まず1点目の御質問であります空き家対策に関します方向性やビジョンについてでございますけれども、議員が申されますとおり、国におきましては空き家等対策の推進に関します特別措置法が平成26年11月19日に可決成立いたしまして、本年5月26日に全面施行されました。特別措置法の内容につきましては、職員の立入調査、固定資産税の情報の内部利用の権限が付与され、所有者に対しまして助言または指導、勧告、命令等の措置が実施できるものでございます。

また、県におきましても昨年度より県の関係部局、市町村の担当部課長、また民間の団体等の関係団体によりまして空き家等の対策協議会が設立され、協議会の中で空き家等対策に係ります対応指針、危険空き家等対応マニュアルを作成したところでございます。空き家等対策に係ります対応指針の内容につきましては、空き家等に対します取り組みの総合的な実施に向けまして市町村、県、民間事業者等の役割や連携方法、放置することによります倒壊等著しく保安上危険である空き家等の解消、危険空き家にしないための予防などの内容が盛り込まれております。

この協議会におきましては、県、市町村、民間団体が連携を強化し、空き家対策について県内の統一的な対応方針として整備していたものでございます。また、県の住宅供給公社につきましては、本年1月より空き家の相談窓口を設置し、専門的な知識を生かして空き家の売買、賃貸、解体等空き家全般に関する相談を受けております。

こうしたことから、町といたしましても国の特別措置法、県の協議会で策定した空き家等対策に係ります対応指針に基づきまして空き家対策に対応していくとともに、関係機関と連携し空き家対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございます。

2点目の御質問、空き家バンクの積極的な活用につきましては、議員が申されますとおり空き家対策の一つの手法であり、また定住人口の増加や地域の活性化につながるものではと期待されている制度と認識しております。

全国的に見ますと、国の外郭団体において空き家バンク制度と同様の事業を実施している団体もございます。空き家問題につきましては、老朽化し近隣への被害の可能性のある空き家、また空き家でもあるが活用可能な空き家の大きく2つに分類されると考えております。

当町におきます空き家相談につきましては、老朽化した空き家の相談が多く、当面の間は老朽化した空き家対策を中心に対応しながら、今年度取り組みますまち・ひと・しごと総合戦略の中の一つの施策といたしまして、空き家バンクの取り組みについても検討、検証してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 中村ひとみ君。

[7番 中村ひとみ君登壇]

○7番(中村ひとみ君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

第1点目、子供たちの放課後学習支援についてお伺いいたします。

平成27年4月から施行された厚生労働省の国民生活基礎調査によると、17歳以下の子供の相対的貧困率は2009年時点で15.7%、これは1986年の調査開始以来最悪を記録しております。厚生労働白書でも、就労しているひとり親家庭の相対的貧困率についての調査でも、2012年度の数値はOECD加盟国中、日本が最も貧困率が高いという結果です。

1990年代後半以降、失業や倒産、非正規雇用などの増加といった社会的背景が貧困率50%を超えるひとり親世帯への対策が課題となっております。親や家庭の経済的事情で、子供の潜在的な能力が発揮しにくい環境に置かれた子供の進路や進学への不安が増加傾向にあります。特に、高校の進学率の比較によれば、一般世帯では98.2%に対して生活保護世帯では89.5%と低いことが判明しています。家庭の経済状況と子供の学力、最終学歴などに相関関係があり、ひいては就職後の雇用形態にも影響を及ぼしている状況もあります。現在、不況に加え離婚及び未婚の母の増加により、児童扶養手当の受給者は100万人を突破しており、新たな貧困層が増加しております。

今年度施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律によれば、国は生活困窮者の家庭の子供の教育を支援し、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることを目指しています。生まれ育った環境によって子供の将来が左右されるなど、また学び、成長するという教育の場に家庭の経済苦が影を落としてはなりません。大学や専門学校に進学する子供たちがふえている中で、子供が夢を描いて実現できる社会を我々大人が作り上げることが必要です。未来を担う子供たちのために、教育の格差の解消に向け、この現状の把握と対策を講じるべきかと考えます。

まず1点目、放課後学習支援、居場所づくりについてお尋ねいたします。

昨年度施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律には、教育の支援として、第10条に「国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とあり、また本年4月に施行された生活困窮者自立支援法には、子どもの学習支援事業はいわゆる貧困の連鎖を防止するため、これまでの生活保護家庭から対象を拡大し支援していくことが上げられています。

そこで質問ですが、低所得者世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯の子供たちへの学習支援や居場所づくりの必要性についてどのようなお考えか、その認識をお伺いいたします。

2点目、放課後学習支援のプラン策定についてお尋ねいたします。

ここで、高知市で実施している学習支援を紹介いたします。

厚生労働省の自立支援プログラム策定実施推進事業、社会的な居場所づくり支援事業を活用

し、福祉部局と教育委員会が連携して民間に委託する高知チャレンジ塾です。生活保護世帯の子供たちが、大人になって再び保護を受ける貧困の連鎖を断ち切るために、生活保護世帯等の中学1年生から3年生の生徒に対し学習の場を設け、学習支援や進学支援を行っています。高校への進学率を高め、生徒が将来の希望を持って進路を選択できることを目的とし、具体的には市内5カ所でチャレンジ塾を開催しており、学習支援員は5カ所で70人、教員OBや大学生、地域の方などが携わっています。

また、高知チャレンジ塾は学習の場所を提供するだけでなく、不登校児童の居場所としての機能も持ち合わせ、また就学促進支援員が生活保護世帯を訪問し塾への参加を促しています。24年度の実績を見ると登録者336名で、そのうち生活保護世帯の生徒は106名です。3年生は43名いましたが、41名が進学しております。25年度には、さらに塾の数を倍の10カ所にふやして実施いたしました。

今後、本町においても同様に貧困による学力の格差が表面化してくるものと予想され、生活困窮者自立支援法にのっとりた事業の推進が求められるものと考えています。任意ではありますが、生活困窮者自立支援法において子供の学習支援についての補助メニューがありますので、計画的な学習支援を推進するためには、放課後学習支援に関してプランを策定して推進すべきではないでしょうか。プランの策定に当たっては、民間の活用も含め福祉、教育の機関が連携することが重要ではないかと思えます。放課後学習支援のプラン策定について、執行部の御見解を伺います。

続きまして、パーキング・パーミット制度の導入についてお伺いいたします。

パーキング・パーミットとは、身体障がい者用駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度であります。平成23年3月、国土交通省は「障害者用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究」と題した報告書を取りまとめました。

その報告書には、パーキング・パーミット制度は障がい者用駐車スペースを必要とする対象車を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としており、地方公共団体により利用対象者の範囲、有効期限は異なります。利用者対象者は、駐車時に利用証を車外に見えるように掲示することとされ、施設管理者にとって当該駐車スペースが目的外に使用されるか否かを判断することができます。この利用証は、一部の地域では地方公共団体の連携による相互利用も進められていますと記載がなされています。

さて、体の不自由な方のための駐車場、いわゆる車椅子の表示マークの駐車場は多くの公共施設には設置されているところですが、最近ではパーキング・パーミット制度により思いやり駐車場に変わってきています。思いやり駐車場と現在の身体障がい者用の駐車場と違うところは、さまざまな障がいや高齢者の方、内部障がいのような疾病や妊産婦や乳幼児連れのように配慮を必要とする方に、より利用していただきやすいための駐車区画です。

しかし、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、必要としている方が必要と

しているときに利用できない場合があります。そのような状況を少しでも改善し、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保するための制度として、現在は31府県3市で導入をしています。

さらに、佐賀県では制度実施後、利用者の増加に伴い、車椅子利用者から、利用者がふえて身体障がい者駐車場に駐車できないことも多くなったという声があります。平成21年度から車椅子利用者などのために幅広い駐車スペースに加えて、車椅子使用者を除く利用証保持者のために施設出入り口に近い通常の幅の駐車スペース（プラスワン）の確保の協力を進め、利用者の分配化を図るなど利用者全体の利便性の向上を図っています。

そこでお尋ねいたします。

本町が目指している「やさしさと活気あふれる快適環境都市」のために、パーキング・パーミット制度の導入を行うべきだと考えますが、御所見をお聞きいたします。

最後に、コンビニ健診の推進で生活習慣病予防を促進についてでございます。

現在、幾つかの自治体でコンビニエンスストアと提携し、住民が近所のコンビニで買い物ついでに健康診断を受け、自分の健康状態が把握できるようにする取り組みが進められています。近年、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が増加傾向にある中、健康診断の重要性が改めて指摘されています。企業などに所属している人は職場で健康診断を受ける機会がありますが、個人事業主や専業主婦などは定期的な健康診断を受ける機会が少ないと言われており、近年特に若い世代の専業主婦の健康診断受診率の低さなどが指摘されています。そのような中、近年では地域ごとに健診率向上に向けた取り組みなども行われるようになっていきます。

兵庫県尼崎市では、これまで健康診断を受けたことのない潜在的な生活習慣病予備軍や重傷者の掘り起こし、若年者の健康診断率の向上など、市民の健康寿命の延伸を目的に、2002年10月に株式会社ローソンと健康協定を締結。それに基づき、2013年10月20日から12月15日にかけて全12回、全国で初めてローソン店舗の駐車場を利用した出前型、いわゆるコンビニ健診を実施いたしました。市民の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重症化予防の取り組みとして、平成17年度からヘルスアップ尼崎戦略事業を実施している尼崎市と、「マチの健康ステーション」をうたい、各種健康支援事業を展開するローソンの目指す方向が同じであることを受け、全国初の試みとして実施することになりました。

具体的には、受診希望者が実施スケジュールから希望日時を選択し、インターネットや電話、または実施する各店舗で事前に予約をした上で健診を受診します。当日は、店舗の駐車場にテントを設けるなどして健診を実施します。2013年には、実施したコンビニ健診の結果では、16歳から82歳まで248人が受診し、そのうち若い世代、16から39歳が半数となり、また受診者の8割が市の健診を初めて受けた人で、そのうち約7割の人が血糖高値や高血圧など検査結果で何らかの初見がありました。受診した人には、「身近なローソンだから健診を受ける気になった」「初めて健診を受けた」「こんなにいろいろわかるとは思わなかった」などの声が寄せられました。尼崎市では、2014年にも5月から7月、10月から11月にかけて実施し、今後も引き続き取り組んでいく予定です。

今後の課題としては、民間企業とタイアップをしてこうした取り組みを実施する場合、いかに企業の継続性を持たせていくかということであります。企業側としても、単なる集客効果にとどまるだけではなく、収益に結びつくようなメリットが求められるため、今後実施していく中でさまざま検討されるものと思われま。なお、このコンビニ健診は尼崎市を皮切りに、石川県野々市市や佐賀市など幾つかの自治体で実施され、生活に身近なコンビニが生活習慣病対策を担う存在として注目されています。

本町にあっても、町民の健康増進を図る取り組みの一環として参考にしていただき、検討してはどうかと思います。

以上、3点について御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第1点目の子供たちの放課後学習支援の中の、学習支援や居場所づくりの必要性についての御質問にお答えをさせていただきます。

低所得者世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯の子供たちへの学習支援や居場所づくりの必要性につきましては、議員御指摘のとおり、垂井町内の学校においても貧困の連鎖と思われる児童・生徒が見られます。垂井町としては、そういった児童を含め、学習面や人間関係づくりの面などで悩みを抱える全ての児童・生徒に寄り添い、手厚い支援を行っていくべきだと考えております。

垂井町では、小・中学校教育指導の方針と重点にありますように、どの児童・生徒もが安全・安心して学ぶことができる学校づくりに取り組んでいます。また、児童・生徒一人一人に基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着を図るとともに、思考力、判断力、表現力を育てることができるよう個の実態に応じた指導方法の工夫、改善を図るようにしております。

具体的には、授業において習熟度別の学習を行ったり、朝学習の時間などを利用して個別指導を行ったりしています。さらに、家庭学習の内容や量についても一人一人の実態に合ったものを出すようにし、児童・生徒の学びのペースにあわせて指導するようにしています。学校生活においては、児童・生徒一人一人の居場所がある学級づくり、望ましい人間関係づくりに重点を置いています。

具体的には、児童・生徒が互いのよさや伸びを認め合えるよう、仲間のよいところを見つけるようにしています。このことは、家庭や地域においても同様に行われています。さらに、どの学校でも学期に2回は教育相談を実施し、児童・生徒の喜びや悩みを聞くようにしています。ここで保護者や家庭の問題が明らかになったときには、健康福祉課、西濃子ども相談センター等の関係機関や町の人権擁護委員、民生・児童委員と情報を共有し、必要な指導や支援を協議しています。

こうした取り組みにより、平成26年度の小学校4年生を対象にした岐阜県における学習状況調査では、91.7%の児童が先生はわかるまで教えてくれると答え、96%の児童が友達と学校で

会うのが楽しいと答えています。

議員御指摘のとおり、格差社会の伸展により貧困の連鎖への対応がますます重要となってきます。今後も児童・生徒一人一人の実態に合わせた指導のさらなる工夫、改善に取り組んでまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの中村議員からの質問のうち、健康福祉課所管に係ります質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、子供たちの放課後学習支援についてのうち、2点目の学習支援プラン策定についてでございますが、生活困窮者自立支援法に基づきますこの制度はことしの4月から始まったばかりでございます。

当制度の実施主体は岐阜県でありまして、当町とは連携を密にするとともに、それぞれの事業に対応することについて昨年度より協議を進めながら、この4月からは調整会議などを開催しているところでございます。現在、実施主体であります岐阜県が実施しています事業は、法律が定めております事業のうち、必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金の支給のみでございます。

議員御提案の子供の学習支援事業に基づく学習支援プランの策定につきましては、議員御説明のとおり、子供の学習支援事業はあくまでも任意事業でありまして、現在のところ実施はしておりませんし、近々実施するとの情報も得ておりません。

また、議員の御説明どおり貧困による学力に格差が生じるおそれも考えられますので、当該事業を推進することは大変望ましいと考えますが、ハード面、ソフト面を鑑みますと、町単独で事業を実施することは大変難しく、今のところ実施することはできませんので御理解をお願いしたいと思います。

なお、今後は実施主体であります県の動向を注視しながら、いざ事業を実施の際には福祉部局と教育部局で連携を図りながら取り組む所存でございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上が、学習支援プラン策定についてでございます。

続きまして、2つ目の質問のパーキング・パーミット制度の導入についてですが、パーキング・パーミットとは、議員御説明のとおり身体障がい者用駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度でありまして、身体障がい者用駐車スペースを適正に利用するためには、対象者を識別、明確化して不適正な駐車を抑止するにはよい手段でございます。

しかしながら、許可証の発行だけでこの制度が成り立つわけではございません。当該駐車スペースを適正に管理された駐車場か、または開放された駐車場におきましては対象者でない方が制度をしっかりと認識していないと、実際には適正に運用することができない方法であると考えます。

当町の公共施設におきましては、身体障がい者用駐車場スペースだけを別管理するとか、駐車場の管理人を配置するなどの適正な管理は見当たりません。また、開放された駐車場におきまして対象者でない方が駐車されますと、許可証を持つ方とトラブルになるおそれもあるわけでございます。あくまでも専用駐車スペースを適正に利用するために対象者を識別、明確化するため、それなりの管理または周囲の方の認識、良識が求められるものでございます。

以上のことから、パーキング・パーミットは身体障がい者にとって非常によい手段ではございますが、当町の施設の状況とか対象でない方、特に町外者などの利用を鑑みますと、現時点では議員御提案の制度を直ちに導入し実施することは大変難しいと考えます。

現在、町内の公共施設の多くには身体障がい者専用駐車スペースが確保されておりますので、当面は現状のままで御利用をお願いしたいと存じます。以上がパーキング・パーミット制度の導入についてでございます。

続きまして、3つ目の質問のコンビニ健診の推進で生活習慣病予防を促進し、町民の健康増進を図る取り組みの一環として参考に検討してはですが、現在、町では医療保険者に義務づけられています健康診断として、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までを対象に特定健診と、後期高齢者医療被保険者の75歳以上を対象に「ぎふ・すこやか健診」を実施しております、いずれも不破郡医師会へ委託し個別健診で実施しているところでございます。

特定健診は、受診率は平成25年度でございますが、県平均35.6%に対しまして町平均が25.7%と前年度よりは0.4ポイント上昇したところでございます。また、女性よりも男性、老年層よりも若年層の受診率が低い傾向にあり、受診率の向上が課題となっているところでございます。対策といたしまして、未受診者への勧奨はがきの送付、広報や各種会合でのPR、医療機関へ窓口での勧奨依頼、また今年度からは国民健康保険団体連合会との共同での受診勧奨にも取り組んでいく予定でございます。

議員御提案のコンビニ健診でございますが、コンビニエンスストアの駐車場を会場とした出前型の健診で、地方においても今やコンビニエンスストアは生活に身近な存在となっている状況から、特に若い世代への健診のアプローチという点では効果が期待されるところでございます。こうした時代に応じた新しい取り組みに対しても関心を持たねばならないと考えておりますので、今後、紹介の事例などを参考に、新たな層を健診に結びつける方法の一つといたしまして今後も研究してまいり所存でございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上がコンビニ健診についてでございます。

以上、中村議員からの質問について答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 各課の御答弁ありがとうございました。

パーキング・パーミット制度であります。現在、垂井町においても大型店舗やコンビニエ

ンスストアなどでは高齢者専用、あるいは妊婦さんとか子供連れ、内部障がいのある方専用の思いやり駐車場が目につくようになりました。せっかく設置された思いやり駐車場、本来必要なときに必要な方が駐車場を使えるよう、一日も早い制度の導入をお願いしたいと思います。

子供たちの学習支援についての再質問をさせていただきたいと思います。

生活困窮者自立支援法が4月に施行されました。仕事や健康などで深刻な問題を抱えた人を生活保護に至る前に支え、新たな人生の挑戦を後押しする画期的な法律です。

垂井町においても相談窓口が設置されたと確認いたしました。今回、私は任意事業の中で生活困窮家庭の子供の学習支援について質問させていただいたわけではありますが、先日、進学を望んだ全員が進学できたといううれしい報告がありました。しかし、入学がゴールではないということです。ひとり親世帯や生活保護世帯の子供たちが経済的な理由、あるいは学習についていけないなどの理由で中退を余儀なくされている状況が現実にあるということです。

子供の貧困を解決するためには、福祉や教育、保健など多くの分野で横断的な政策を打ち出せる専門の部署を設けて、出産前から就労までのライフステージごとにきめ細かな対策が必要であると考えます。たとえ貧困家庭に生まれ育ったとしても、全ての子供の教育の機会が平等に与えられ、自分自身がチャレンジしたい道を選択可能にすることで貧困の連鎖を断ち切らなければならないと考えます。そのためにも、子供の貧困対策の推進に関する法律にのっとった施策の実施が求められていると思います。

まだまだこれからだという答弁でありましたが、改めて貧困家庭に対する学習支援はどのように進めるお考えか、その方向性を中川町長にお尋ねして再質問とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援ということでございますが、先ほど担当課から申しましたように、これの実施主体はあくまで岐阜県ということでありまして、その中で進められておる事業であるという認識を持っております。

一方で生活困窮者の子供という部分、貧困の連鎖ということがございますが、子供が貧困ではなくて、やはり親の問題であるという部分があると思います。そういった部分で、要保護や準要保護というような形の中で、小学校、中学校においてはいろんな手当が施されておりますし、また高校等においても授業料の免除という形のものもとられておるようなところもございます。そういった支援の中で対応していかざるを得ないという部分がございます。

進学したから全て100%ではなくて、その後の対応も必要だということでございますけれども、やはりここにおいてはその子供、先ほど学校教育からも教育の内容についてお話がございましたけれども、そういった内容の充実ということもここには必要になってくると思います。単に金銭面だけではない、学校に通う意識というものをどうつくっていくかということがここには大事ではないかなあというふうに思っておるところでございます。

貧困者をどこまで支援するかというのは非常に難しい部分がありますし、生活保護世帯等もどんどんふえておるような状況の中で、ある部分しっかりと規定というのを設けながら進めていかざるを得ません。しかし、貧困は子供のせいではないという認識はしっかりと持っておりますので、そういった支援、できる範囲の限られた部分になるかもわかりませんが、これからも続けていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいま議長から許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、中川町長の4期目の当選おめでとうございます。所信表明では、3期12年という一般的には一つの大きな節目を通過され、心新たな決意がうかがわれました。この4期目の4年間の間には、企業誘致、庁舎の今後の扱い、まちづくり問題、高齢者社会への対応など、多くの問題が山積しています。ぜひともリーダーシップを持って、率先垂範されるようお願い申し上げます。

私は今回の垂井町議会選挙に、12年間のブランクの後、町民の温かい負託を受けて再度の3度目の当選をさせていただきました。この選挙期間中訴え続けてきたことは、「元気になろうよ、垂井町」をキャッチフレーズとして、垂井町を元気に活力あるまちづくりに努めることを町民と約束してまいりました。

そこで、4つの提案をしてまいりました。その内容は、1. 財政力指数を向上するための企業誘致の推進、2. 町民目線でのまちづくり、3. 相談活動を中心とした町民との情報のキャッチボール、4. 高齢者率が25%を超えた今、元気な高齢者社会への対応であります。

そこで、今回は2つについて質問いたします。

1つ目は、財政力指数を向上するための工場誘致についてであります。

2つ目は、町民目線でのまちづくりであります。

1つ目の財政力指数を向上するための企業誘致の推進について、質問します。

まず垂井町の財政力指数について、インターネットの資料をそのまま読むと、「垂井町（岐阜県）の財政 財政力指数情報」として、「平成24年度の総務省自治財政局による主要財政指標一覧によると、財政 財政力指数は0.68である。また、平成19年から平成24年にかけての財政 財政力指数変動率はマイナス9.33%であり下落傾向にある」とありました。今までの最も低いレベルにあります。平成19年の財政力指数は0.75でありました。近隣の町村と比較すると、神戸町が0.72で最も高いレベルにあります。それは、東レとか三菱マテリアルなど工業団地があり、工業製品の出荷高が安定しているからだと思えます。

いずれにしても、リーマンショック以降においてはどの市町村も指数は下落傾向にあります。第5次総合計画において、財政状況等の中で平成22年度の財政力指数は0.72であり、コメントとして、さらなる財政基盤の強化が必要とあるが、数値目標を置くべきではないかと思えます。

すなわち最終年度目標、平成29年度は少なくとも常に0.72以上になるように努力すべきである。

そこで町長に質問ですが、財政力指数の数値目標をこの4年間で幾らにすると決めて、町民に示すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。また、この財政力指数の推移についてどのように感じておられるのか、お聞きいたします。

以上の財政力指数を上げることは、私は財政を安定させ町を元気にすることであると思います。その手段として、企業誘致の推進が最も有効的な手段であると考えます。今回の予算表を見ても同様の考え方で進んでいるようですが、その進捗について及び最終目標について質問します。今までブランクがありましたから、同じような質問があるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

先日、担当課へ行って今の状況についてお聞きしました。栗原地区に未来工業及び三甲株式会社が企業進出してくるとの情報であり、活気が出てくることでありいいことだと思います。近隣の町村では安八町が企業誘致に力を入れており、状況を聞いてまいりましたところ、やはり平成29年3月に開通するスマートインターが不可欠であると安八の町長が話されておりました。

当町においても、養老インターチェンジがことしの12月に完成すること、12月議会の同僚議員の質問で明らかになっております。このスマートインターについて、垂井町の立場は、養老町との協議会の中で進めていくとの答弁であったように思います。一般町民にとっては、情報が入ってこない状況であったかと思います。今まで養老インターについてどのように町民に情報を提供してきたのでしょうか。本当に町民目線での情報提供であったのでしょうか。県道への引き込みなど、建設における経費も含めて町民への情報提供の経緯についてお答え願ひします。

また、未来工業等が進出に際しての問題点はないのか。この問題点について少し補足をしますと、例えば工場の引き込み道路とか住民との環境アセスとか、企業からの要望事項などを考えておりますが、そのほかに企業進出に対する問題点はどのように考えているかもあわせてお尋ねいたします。

次に、離山の企業誘致用開発についてお尋ねします。

この件も12月に同僚議員が質問されておりますが、今後の話についての質問をいたします。

いただいた資料からは、平成21年度から現在まで、本当に担当課の苦労がうかがえます。何度も何度も地権者とは意見交換を持ち、経過情報の提供も手順を踏んで進められていると思います。そして、ことしじゅうに企業の決定を目指すべく進んでいる状況であると理解しております。

しかし、意見交換会の中には、計画ができてから4年も5年も経過しながら全く前に進んでいないとの意見もあり、本年は本気になって企業先の決定を進めるべきだと思います。また、離山の開発については、計画どおりに進めるべく町長は政治生命をかけるぐらいの気持ちで取り組むべき要件だと思います。

1つは、PRの仕方について質問します。

昨年度、上場企業862社に企業立地ガイドを送付して、町内では工場会などにも資料を送付したとあり、結果は引き合いが数社あったが最終的にはほかの場所へ行ったとのことであり、答弁書からは、町長は塩漬けにしないと答弁されていますが非常に心配であります。町長がセールスマンとなり、企業に挨拶に行ったり親書を送ったりすることなど、相手に対して真意が伝わるように熱意を示すべきではないでしょうか。

また、工場会とか商工会には何回程度説明されたのでしょうか。そうしたことは、今後予定に入っているのでありましょうか。今後の企業誘致に対するPRをどのように進めるのか、お尋ねします。

2つ目は、企業立地促進条例について質問いたします。

条例には、第4条と第5条において奨励金の規定がされておりますが、垂井町の場合は古い規定であり、大企業を中心の規定になっているように思われます。それに対し、近隣の安八町においては中小企業向けの現状に合わせた形になっています。

すなわち第4条では、垂井町の条例では雇用促進奨励金について従業員数を規定しておりますが、新設の場合20人、中小企業にあつては10人以上、増設の場合には10人、中小企業にあつては5人以上と規定されているのに対し、安八町は新設の場合10人以上、増設の場合5人以上となっています。5条でも同様に、安八町は大企業向けの条項が外れております。近隣でこれだけの差があると、どうしても条件の優しいほうを選択するのではないのでしょうか。この奨励金の交付基準については改定して、企業が進出しやすいように改定することを進めますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、企業誘致についての質問を終わり、次の質問に入ります。

2つ目の質問は、町民目線でのまちづくりについての質問です。

平成22年3月に中川町長の肝いりでまちづくり基本条例ができました。この条例策定のきっかけとなったのは、地方分権、少子・高齢社会、多文化との共生、環境などの社会問題であると冒頭に記されています。そして第3条には、基本理念として、主権者は住民であると規定されています。行政、議会、住民が協働でまちづくりに努めるものであるとのことであり、そして、最終的な形としては、公民館と自治会を一本化して地区センターとし指定管理を行うものであり、教育施設から行政施設への移行であり、町の交付金と自治会の助成金によって運営するとの認識をしています。私は、非常に立派な条例であり、地区センター設置によって小さな役場的な役割もできるのではないかと思います。

しかし、あくまでも町民が内容を理解して認識しなければ難しい問題であります。事実、住民の感覚は、役員が回ってくるのが嫌だとか、地区ごとに自分たちで考えてのまちづくりはできないとの思いが強いのではないのでしょうか。すなわち住民主権といいながら、行政側の都合での目線の部分も出てくるのではないのでしょうか。

例えば、自治会という単位は自由なものであり、法的な規制はできないものであります。私

自身も、町長の強調するこのまちづくり基本条例に対する思いは大分重過ぎる感じがしますし、理解するのが非常に難しく感じます。インターネットを見ていまして、教育に特化したまちづくりとか、特産品強調のまちづくりなどが多く見られますが、最近では垂井町のような地域全体のまちづくり基本条例に取り組んでいるところも多く出ているようであります。

まちづくり協議会から各地区センターへの移行時期も含めての手順をどのように今後進める予定でしょうか。さらに、教育部局から行政部局に完全に移行したときに、職員の派遣など考えているのでしょうか。この方式は町民からボトムアップ方式であり、だからといって町民目線に立っているんだとは言えないことでもあります。

町長はみずから進んで町民の中へ飛び込んで、話し合いを続け、意見を聞き、行政に生かしてこそまちづくりの根本だと思いますが、町長の思いを聞かせていただきたいと思えます。

以上、何点か質問しましたが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の御質問にお答えをします。ブランクを感じさせない堂々たる質問だったと存じます。

2点ございましたけれども、1点目の財政力指数を向上するための企業誘致の推進につきましては何点かございましたが、それぞれ担当課から説明をさせますのでよろしくお願ひします。

私のほうからは、町民目線でのまちづくりについて御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議員からは、まちづくり協議会と各地区センターについての御質問がございましたので、その基本的な考え方、少し誤解をされていると受け取れる部分もございましたので御説明をしたいと思ひます。

まず各地区まちづくり協議会と申しますのは、自治会やPTAなど地域で活動する団体で構成される組織体をいいます。そして、これの活動拠点、つまり館としてのあり方が各地区センターになっていきたいということでございます。現在、垂井、府中の公民館が地区センター化へ移行しております。

なぜ公民館のままではいけないのかという質問を受けますけれども、公民館の事業におきましては社会教育法にうたわれており、若干の縛りがございます。これを地区センター化することにより、これまで行ってきた社会教育事業、生涯学習事業以外にも、例えば防災に関することや福祉に関すること、子育てに関することなど地域が抱える諸問題の解決や地域の特性を生かしたまちづくりの推進のための事業へ取り組みが積極的にできるようにするための対応でございます。

また、将来的には、この地区まちづくり協議会が地区まちづくりセンターの管理運営ができる団体となるように支援を行っていきたくと思ひますし、町との連携のもと、それぞれの協議会の運営の充実を図っていきたくというふうに考えておるところでございます。

なお、まちづくり基本条例の23条にあるまちづくりセンターは、まちづくり活動の推進母体として町が設置するものでありますが、今おっしゃられております地区センターというのは、地区公民館を地区センターに変えていくものでございまして、意味合いが若干違います。同じセンターという言葉を使っておりますので紛らわしいのでありますけれども、このあたりは言葉の整理が必要なかなあと考えるところでございます。

したがって、職員の派遣につきましては、現在まち協の事業の充実を図るために各地区センター、公民館にセンター員1名を増員しまして、地区センターにおきましては地区センター長1名、センター員2名が、各公民館には公民館長1名、主事1名、センター員1名の嘱託職員を配置しておるところでございます。各地区センターを役場の支所機能を持たせることにつきましては、まだまだ検討が必要でございまして、現時点で職員の派遣ということについては考えておらないのが現状でございます。

また、議員の御発言の中にボトムアップ方式だから町民目線であるとは言えないという発言の趣旨がございましたけれども、各まちづくり協議会の活動の中で地区の問題を明確にしたり、あるいはアンケートをとるなどして問題解決に取り組もうとする姿など、各地区まちづくり協議会に見られます。こうした取り組みが地区におけるまちづくりが少しずつ前進しているものと私は感じておるところでございます。

こういった取り組みを通じて、住民一人一人が自分の問題として地域の問題を考え、取り組んでいく姿こそがボトムアップになっていくと思います。町長である私や、あるいは行政がこのボトムアップにする過程にどのようにかかわるかということが大切なところであると認識しておるところでございます。

またもう1点、住民主権といいながら行政側の都合での目線ではないかという御指摘もございました。

まちづくり基本条例の第10条には、行政の役割というのが述べられております。この中には、住民の意思を反映したまちづくりを進めるとあります。また一方で、効果的・効率的な運営をしますともうたわれております。特定の個人、特定の行為のためだけではない大局的見地からの活動、施策というのも必要になってくることがあると思います。また、財政の問題もありますので、財政出動の考慮ということも必要になってまいります。

そんなときに、ややもすると行政目線になりやすいのかなあということも思うところでございますが、やはりこういったことは絶えず情報発信をし、あるいは情報を共有することとをしっかりと進めていかなければ、どうしても行政目線になりやすいという部分でございますので十分気をつけていきたいと思うところでございます。

最後に、議員の御発言の中にまちづくり基本条例の最終的な形として地区センター化を行っていくというような御発言がございましたけれども、あくまでこのまちづくり基本条例は住民が主体的に地域づくりにかかわれる体制をつくっていくというのが主体でございます。したがって、この地区センター化を目指すというのはあくまで方法論でございまして、まちづ

くり基本条例の持つ性質とはまた違うものであるというふうに認識をしております。このことにつきましては、まだまだ認識をしっかりと深めていただくために、これからもまたいろんな部分でお話をしていく必要があると思いますが、またしっかりまちづくり基本条例を読んでいただきまして、またパンフレット等も出ております。こういったものもしっかり理解を進めて、一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 後藤議員の1点目の財政力指数を向上するための企業誘致の推進についての中から、1点目にございます財政力指数について、私どもから御回答申し上げたいと思っております。

2点ほど御提言、御質問をされておりますが、まず冒頭に財政力指数につきまして少し触れたいと思っております。

御存じのとおり、財政力指数とは地方公共団体の財政力指数をあらわす指標でございまして、基準財政収入額から基準財政需要額を除いて得た数字で、過去3カ年の平均値で表示されておるところでございまして。

例えて申しますと、平成24年度の財政力指数につきましては、平成22年から24年度までのそれぞれの年度ごとの財政力指数を平均して0.68という指標を算出されておるところでございまして。同様に計算いたしますと、平成25年度が0.70、26年度が0.72という値になっておりますが、過去には0.75を超えた時期もございまして、おおむねこれまで0.7前後を推移しながら増減を繰り返している状況にございまして。

そこで、これらの増減についての要因を分析いたしますと、先ほど申しました基準財政収入額の変動が多大な影響を及ぼすことから、その中でも大きなウエートを占める法人住民税の増減がこれらの指数に大きく影響するものと、そのように分析をいたしておるところでございまして。ちなみに、県内の市町村との比較で申しますと、議員の御提言にもございましたが、県下42市町村中、平成25年度の指数では神戸町に次いで垂井町が11位でございまして。

そこで、2点御質問をされておりますが、まず初めに2点目の御質問から申し上げたいと思っておりますが、指数の推移についてどう考えているかといったお尋ねでございまして。

冒頭でここ数年の値を申しましたとおり、値はここ3カ年で上昇傾向にございまして、客観的に判断をして決して悪い値ではないと、そのように認識をいたしておるところでございまして、こういった答弁で御理解を願いたいと存じます。

次に、2点目の財政力指数の数値目標を第5次総合計画で設定してはとの御提言でございまして、第5次総合計画につきましては、御存じのとおり指標になじむものについて目標達成度をはかる指標を設定してございまして。

先ほど申しましたとおり、財政力指数に多大な影響を及ぼす法人住民税につきましては、景気の動向あるいは企業業績に大きな影響を受けることから、目標の設定としてしづらい側面も

ございまして、具体的な税の伸びに関する目標設定も採用していない現状にございます。

したがいまして、財政力指数につきましても同様の考え方から設定してございませんので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、議員御指摘のとおり、町内により多くの優良企業を誘致することは、先ほど来申し上げておりますとおり財政の健全化を確保する上でも極めて重要な要素でございます。引き続き町挙げて誘致策を講じてまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 後藤議員の御質問の1点目の財政力指数を向上するための企業誘致の推進の中の2点目、企業誘致の推進の中で、養老サービスエリアのスマートインター建設に関して町民への情報提供はどのように行ってきたかという御質問について、私のほうから答弁をさせていただきます。

養老町が事業主体となって計画されております名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジ設置につきましては、平成25年6月11日に国土交通大臣の連結許可がされ、開通目標を平成27年12月と定め、現在、養老町において鋭意事業が進められているところでございます。

事業計画の概要は養老町ホームページに掲載をされており、連結位置やアクセス道路、設置により期待される効果などのほか、当町を含めた近隣関係市町で組織する地区協議会の開催状況など情報提供がされております。

この事業は直接には当町の事業ではありませんが、当該インターチェンジの供用開始により当町の発展、活性化、それから町民の利便などにその効果は大いに期待されるところであり、当町としてはこの地区協議会に積極的に参加をし、当該インターチェンジの早期供用開始にできる限りの協力をしながら、あわせて当該インターチェンジの供用が開始された後の当町の交通体系や道路施策についても検討してまいっておるところでございます。

当町の一般町民への情報提供が十分になされていないとの御指摘をいただきました点につきましては、この事業が用地取得を伴う事業でございまして、地権者との無用なトラブルを避けるため、養老町ホームページに掲載されておる情報以外は非公開とされていることなどから、議会報告として過去に2回、平成25年6月全員協議会でその進捗状況、また平成25年9月の総務産業建設委員会で関連情報をさせていただいておるわけですが、それ以降、特に新しい情報はなく、一般町民にお知らせする有用な情報がない状況で今日に至っているということでございます。今後、工事が着工され開通見込みが具体的に変わった時点で、町民の皆様は何らかの情報提供ができるのではないかと存じます。

一方で、企業誘致に際しては、当該インターチェンジの設置計画は極めて有利な情報でござ

いますので、誘致先に対しては大いにPRをしてまいっており、栗原地区における企業誘致にも少なからずつながったものだと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 後藤議員からのお尋ねの中で、企業誘致の推進について幾つかお尋ねがありましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず最初に、企業の進出における問題点は何かというところでございますが、企業の進出に関しましては、今までになかったところに新たな企業が立地するわけですから、原料、製品の搬入出や従業員の通勤など交通量の増加や、事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動などという心配がされます。

当然、企業には関係法令を守るという義務がありますけれども、公害を未然に防止するとともに、よりよい生活環境の保全を図るという観点から、環境保全に関する協定も締結していくこととしております。

またあわせて、企業には周辺公共施設の整備も社会貢献という意味でお願いする部分も必要に応じ出てきますので、その辺は問題というか、かえって有利な点かなというふうにも考えております。

続きまして離山企業誘致に関しまして、これまでのPRのお尋ねがありました。

企業誘致に関しましては、金融機関への情報提供、工場会への情報提供、その他直接企業へ出向いての情報提供や県庁の企業誘致課及び岐阜県東京事務所との連携、あるいは企業立地ガイドの発送、計画地前でのPR看板の設置、ゼネコンとの情報共有、あと新聞広告への掲載など今まで実施してきました。これらの活動の中では、養老サービスエリアスマートインターチェンジの建設により、さらに地の利がよくなるということもセールスポイントの一つとして取り上げております。

続きまして、工場会への説明の程度はというお尋ねがございました。工場会の説明に関しましては、平成22年、平成25年、平成26年の3回今まで実施しております。実施の際には、当該工場の関連企業あるいは取引企業にもぜひとも情報を共有してくださいというようお願いをしておるところでございます。なお、商工会への説明は行っておりません。

続きまして、今までまだ企業が決まっていなわけですが、今後の予定はどのように進めるのかというところでございますが、今後のPR予定は、簡単には企業を見つけられないかもしれませんが、今まで数社引き合いがあったのも事実でございます。これまでの手法を継続しながら、企業等への直接訪問の回数をさらにふやすなども視野に入れて進めていきたいというふうに考えております。

また、これまで交渉を進めてきた企業や、現在離山以外で進めている企業との調整の中で、

立地決定から操業開始までの時間というものを企業は非常に気にされております。したがって、早期着工あるいは工期短縮というようなことも今後視野に入れて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、垂井町工場立地促進条例についてというところで、第4条、第5条の奨励基準に関する規定を見直してはどうかという御提案でございます。

本町の企業立地促進条例は、周辺の市町と同様に工場の設置に関する奨励金と雇用促進に関する奨励金の2本立てになっております。

議員お尋ねの雇用促進奨励金につきましては、新設・増設時の操業開始に伴い、新たに1年以上常時雇用した従業員の数に応じて一定の金額を奨励金として交付するものでございます。御指摘のとおり、大企業及び中小企業の別により、その投下資産の額や新規雇用従業員の数に差があるなど、近隣の市町の優遇制度と比較すると、決して本町の制度は企業にとって優しい制度であるとは言いがたいのが実情でございます。

したがって、早速全ての内容を精査いたしまして、より企業が進出しやすくなるような制度になるよう検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 答弁ありがとうございます。

まず、まちづくりの話ですが、やっぱり何回聞いてもわからない。まだ、私の勉強不足もあるんですが、どういう町になるのかというのがどうも見えてこない感じがしてなりません。この件につきましては、できるだけ町民視線を大切にしてほしいという要望だけにしておきます。

それでもう1つ、離山の企業誘致の件ですが、私は熱意があったかどうかということを経験しているんであって、本当に工場会には説明したよ、企業には862枚出したよというだけの答弁でいいんでしょうか。町長に聞きたいのは、本当に熱意を持って塩漬けにしないと限りに限っては、何年までという期限を切って答弁をしてほしいというふうに思います。

あとについては以上といたしますが、今後とも情報だけはよろしく願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどちょっと言葉足らずだったんですけども、センター化が最終目的ではないという部分、要するにまちづくりを進めていく上で基本条例をもとに住民の多様なニーズに応えながら、それぞれ自主自立した町をつくっていくというのがまちづくり基本条例の大きな目的でございますので、センター化をしていくというのは一つの手法ではあるかもしれませんが、そこに到達点を求めているものではありませんので、そういった意味で最終形ではないという形

を申し上げましたので、そこら辺少し言葉が足りなかったのかなあというふうに思って、今補足をさせていただきます。

それから、離山につきましてですが、熱意は十分持つておるつもりでございますし、またここに至るまで紆余曲折大分苦労してまいりました。

議員がお休みの間に、要するに農地を潰すということの難しさ、このことに東海農政局との協議の中で2年ほど費やしてしまったという経緯がございます。このことによりまして、地元の住民の方にも話は早く伝わっておるんでありますけれども、なかなか進まない、本当にやる気があるのかということをお三承っておるところでございます。

現在、地目の変更をいたしまして、岐阜県の許可の中でやれる範囲として2ヘクタールの農地以内におさめて開発を進める段取りに今進んでおるところでございます。最終的には今の計画では29年度に分譲開始を予定しておるところでございますけれども、これらにつきましてはまだ今後の状況の中で少し動く可能性があります。まず議員がおっしゃるように企業をどう探してくるかということにかかってくると思いますので、このことにしっかりと奔走したいというふうに思っております。

それをどう表現するかというのは非常に難しい話でありますけれども、あちこち出かけたり、あるいは企業との接触を持つことはやぶさかでございますし、今あらゆる情報チャンネルにその情報を流しておるところでございます。

また、東海環状の西回りの影響もありまして、決して企業進出の状況が悪いわけではございませんので、この期を捉えてしっかりとアピールしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「塩漬けは絶対しないか」と10番議員の声あり〕

もちろんそのつもりで頑張っております。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告順に従い2点について私なりの質問をいたします。

まず1点目は、町政全般にかかわる協働のまちづくりについてです。

私は今回の選挙で選任いただき、町の皆様の代弁者としての立場から、また町民の皆様とともに、対話と情報交換及び交流による参画型活動で知恵と力を出し合うまちづくりを町政に反映し、豊かで住みやすくなったと実感できる町の実現に向け、町長及び教育長に質問いたしま

す。

町長は「やさしさと活気あふれる快適環境都市」を目指す一環として、所信表明の「活気あふれるまち」の中で協働のまちづくりの推進を述べられました。次に申します内容について、従前より一歩踏み込んだ対応がなされているかお尋ねします。

協働のまちづくりについて、例えば私どもの東地区においては綾戸地区と垂井地区の一部及び平尾地区が統合し、東こども園、東小学校、東公民館を核として、交通、公共施設、病院や購入先、また都市に隣接するといった住みやすい環境のもと、年々新築住宅と人口がふえ発展しております。これも東地区、東小学校西の大きな綾戸古墳に見られるように当代のリーダーのもとでの共同体に始まり、近年は先人が荒涼とした林や原野を開墾し、桑を植え、繭を絹にかえ、さらに不破中学校東や相川堤防東から大垣市境一体の新田や畑といったとうとい農地を開かれた経緯のある地域です。

昨今は、先輩議員の尽力による地域内の道路新設に伴い都市化する中で、自治会班内の回覧配付などの近隣交流を初め、こども園、小・中学校など子供を介した交流やPTA活動、消防団、また老人会や多くの生涯学習クラブ、地区まちづくり事業での各教室や、夏祭りや地区運動会など地域コミュニティや協働した活動が活発に行われている一方、問題点も出ております。

ある自治会では、10件程度の小規模な区画での新築住宅開発の場合、ごみステーションの新設で入居者と建設業者との間で契約または事前説明がなかったのか、新設に関する意見の食い違いで相当苦勞をされたように聞いておりますが、このごみステーションの新設についても新築の増加に付随するものであり、入居者が後に困らないためにも町としてどのような指導をされているのか、また開発の事前段階での予測なり、土地の状況はパトロールなどで把握した上で指導などできないものか、町長にお尋ねいたします。

次に、当初で触れました協働のまちづくりの今後の進展を図るには、住民と行政の間において広報広聴活動の一環として、例えば月順に7地区の地区まちづくりセンターなどで市町村合併説明会のように町長及び当局の町政報告会を兼ねた継続のある対話集会など、相互理解と情報共有ができる仕組みを私ども議会も含め整えるべきと考えますが、この点についても町長の所見をお尋ねします。

次に、まちづくりの実践事例について、垂井駅前に軍師竹中半兵衛重治公の雄々しい銅像がありますが、この制作過程の写真展がたるい庵に展示された後、東公民館を皮切りに7地区を商工会のお世話で展示されると伺っております。このことは、竹中半兵衛重治公の銅像が寄附によってつくられた報告及び、垂井町全体のものと捉えようとする試みでなされていると伺っております。

このような取り組みは、銅像政策補助金にかかわる納税者といった町の皆さんや、補助金配分の垂井町及び審議議決機関である町議会が三位一体となったことを反映されるものであり、垂井町を1つにまとめるまちづくりにつながる好ましいものと考えます。

まちづくりは地区や住民自治の単位自治会などが基本となる中で、関係団体など相互に協力して進めることが肝要であります。現状は、垂井と府中地区がまちづくりセンターの名称で、そのほかは広報に掲載されているように従来からの公民館活動を基礎にしたまちづくり活動であり、この現状を町長はどのように見ておられるのか、また今後の地区まちづくり協議会への地域創生にかかわる特色ある企画立案と実行継続に対する特別奨励交付金などの支援や今後の推進について、町長の所見をお尋ねします。

次に、まちづくりは人々が行うものであり、その根幹は人づくりです。まちづくりの将来像の「やさしさと活気あふれる快適環境都市」は、優しさの向こうにそれぞれの人を大切に受け入れる心、すなわち基本的人権の尊重が包含されております。

そこで、こども園や幼稚園、小・中学校の学校教育、また生涯学習などにおける協働のまちづくりについて、教育委員会制度の改革につきましては、先ほど同僚議員からの質問で町長のほうから御答弁がございましたが、行政と連動したまち・人づくりについて教育長の所見や実践事例をお尋ねします。

次に質問の2点目、幼保一元化について。

町長は地域環境などを考慮され、平成25年4月に東こども園を開園され、また垂井地区でのこども園の立ち上げを表明されたところではありますが、東こども園の開園以来3年を経過した中、課題も出ております。これも今まで一般質問の中で多くの問題点が出されて検討されております。

私は、さきの選挙期間中に、東こども園は東地区の中心部ならまだしも西のほう過ぎるので送り迎えが大変といった声を多く聞きましたが、町長はこういった意見を直接聞いておられるのかをまずお尋ねします。

私が以前に町長から聞くところによると、園の開設時間は朝7時から夜7時までなので送迎できるはずであり、園児の送迎時に敷地などで親同士や先生とのコミュニケーションが図れるとのことでしたが、中には遅くまで仕事をされている保護者の方など、それぞれの事情で送迎に大変苦勞されている実態があります。

今後、他地区でも幼保一元化を進めていく上において、園児の送り迎えの課題や、以前から出ております園庭や駐車場の使い勝手の悪さなどの問題点を保護者と話し合う中で理解と納得の得られるよう、さまざまな課題を解決して順調な運営を行うことが前提となるのではありませんか。

補助金を支出している私立のハチスチルドレンズセンターさんでは、多くの特色の一つに園児バスの送迎を展開されていますが、幼保一元化施策の最初の東こども園においても園児送迎バスを運行することができるようにされたいが、この件について町長の見解をたずねます。

以上で終わります。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは、何点かございましたけれども、協働のまちづくりの中の地区住民の相互理解と情報共有できる仕組みについて、それから地域創生に係る特別奨励金等の支援と推進についてにお答えをしたいと思います。ごみステーションの問題でありますとか、教育の実践事例あるいは幼保一元化につきましては、それぞれ担当課から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

まず協働のまちづくりにつきまして、地域住民と相互理解、それから情報共有についてということでございますけれども、先ほども質問がございましたように、こういった住民活動を進めていく上で情報発信であるとか住民との情報共有の必要性というのは先ほど述べたところでございますけれども、これまで行ってまいりました各種団体との懇談会、自治会の皆さんとの意見交換など、これからも積極的に町民の皆さんとの会話を通じて相互理解を深めていきたいと考えておるところでございます。

また、地域の皆さんの御意見を伺う中で町が抱える問題につきましても御提案申し上げ、またお互いの情報を共有しながら、垂井町発展のために町民の皆さん一人一人の意見を大切にしながら行政運営に生かしていきたいと考えております。

議員の御提案がございました地区ごとのふれあいトーク、町政報告会に当たるかと思っておりますけれども、あるいは課題ごとに設けるワークショップの開催につきましても、時期やその内容を見計らいながら開催を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、2点目の地域創生に係る部分でございますけれども、これも先ほどの質問がございました公民館と各地区センターの話でございますけれども、公民館をセンター化していくことにつきましては、先ほども答弁したとおりに考えておるところでございますけれども、現在、垂井と府中がセンター化に移行しております。残りの5つの地区におきましては、公民館として動いておるところでございますけれども、今後、先ほど言いましたように社会教育事業や生涯学習事業のほかにもさまざまな課題を解決するためにも、公民館から脱却した形の地区センターというものに進めていきたい。早急にこういった形で取り込んでいけるように、公民館長や地区のまちづくり協議会の会長さんと協議を進めながら、こういったものの取り組みに取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、地域創生に係る特色ある企画立案と実行継続に対する特別奨励金を設けてはどうかという御提言がございましたけれども、これまでの各まちづくり協議会の活動は、議員の御発言にもありましたけれども、地区の運動会や文化祭、夏祭り、球技大会、地域見守り活動などが展開されておりますけれども、これらは全て地区まちづくり協議会への交付金を活用した中で事業が展開されておるのが現状でございます。

今後におきましても、地区まちづくり協議会への交付金は見直しあるいは精査というものはしてまいりますけれども、引き続き交付してまいりたいと考えております。

また、新たに地域の課題解決に向けた事業を展開する場合の補助金制度を創設するため、早急に要綱等を取りまとめたいと思っております。次年度の実施に向けて準備を進めているところでございますので、また今後説明する機会が出てくるかと思っておりますけれども、よろしく願いをしたいというふうに思います。

私のほうからの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 広瀬議員の協働のまちづくりについての1点目でございます、ごみステーションの新設に係る指導についての御質問がございました。生活環境の保全を所管としております住民課からお答えをさせていただきます。

現在、垂井町一円でのごみステーションの数は460カ所余りでございます。このごみステーションの設置及び管理につきましては、地域住民の主体性により行っていただいております。転居や転入などで新たにその地域でのごみステーションを使われる場合には、事前に自治会や管理をしている地域住民の方に相談をしていただくこととなります。これは、維持管理など地域の実情に合わせたルールづくり、また当番による清掃や箱出しなどがなされております。このことから、ごみステーションを利用することについては、その地域の管理をしている住民の方とお話をしていただくようお願いしております。

御質問のごみステーション新設に係る指導につきましては、垂井町宅地開発指導要綱において、宅地開発については3,000平方メートルの開発行為を対象に事前協議を義務づけ、その中で一般廃棄物の収集作業に適した収集場所を町長と協議の上設けなければならないとしております。

また、公共施設整備基準において、事業者は一般廃棄物の持ち出し、保管及び収集に必要な集積施設を設置しなければならないとし、独立住宅街及び集合住宅街については20戸に1カ所、10平方メートル以上を基準として義務づけをし、良好な居住環境の確保に努めております。小規模な開発につきましても、将来的に区画等で20戸相当の開発が見込まれる場合におきましてはごみステーションの新設をお願いしております。

また、窓口に来庁する事業者につきましても、自治会や地域住民の方とごみステーションの利用について相談をしていただくようお願いしているところでございます。今後は、一層いろいろな機会を捉えまして啓発を図ってまいりますとともに、事業者への周知徹底に努めてまいります。

また、ごみの処理につきましては、質問の件名にもありました協働のまちづくり、ひいては住民や自治会等地域コミュニティーの協力が不可欠でありますので、引き続き御協力をお願いしてまいりたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 広瀬議員の1点目の質問、協働のまちづくりについての中のごみステーションの新設に係る指導につきまして、私からは開発許可申請の受付窓口の立場から答弁をさせていただきます。

開発行為については、都市計画法に基づき県知事の許可を受けることになっております。対象となる事業は、市街化区域においては面積1,000平方メートル以上、市街化調整区域についてはその全てが対象でございます。開発許可申請は当該市町村長を経由して県知事へ進達されますので、開発事業者は事前に各種法例等の基準に合致しているか等の協議を県及び町と行うこととなります。

当町では、開発面積3,000平米以上の開発事業について、垂井町宅地開発指導要綱に基づき関連する公共施設等の整備の促進を図り、良好な居住環境を確保し、町全域の調和ある開発の実現を期すために開発事業者に対し指導を行っております。

この要綱及び公共施設整備基準では、一般廃棄物集積施設を20戸につき1カ所、10平米以上を設置しなければならないこととしております。また、開発面積が3,000平米を下回る土地開発事業につきましても、当要綱に準じて土地開発事業者に対し助言をいたしておりますが、ごみステーションについては20戸を下回ることになるため設置されないこともあり、その場合には最寄りの既存ステーションで受け入れてもらうよう事業者に助言をいたしております。

しかし、既存ステーションの容量が飽和状態で新たに受け入れる余地がないといった状況においては、議員御指摘のような問題が発生することがございます。この場合でも、事業者が誠意を持って地域関係者と調整し、可能な対策を見出していくように今後とも必要な助言を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 多和田敦君。

〔生涯学習課長 多和田敦君登壇〕

○生涯学習課長（多和田 敦君） 広瀬議員の生涯学習におけるまち・人づくりに対する取り組みについて、お答えさせていただきます。

垂井町の将来像を「やさしさと活気あふれる快適環境都市」とし、垂井町教育ビジョンでは、目指す人間像を「自分で切り拓く」「共に生きる」「社会に貢献する」としておりまして、社会教育はその柱の一つと位置づけられております。

住民が生き生きと暮らし、人と人とのつながりの中で活力あふれる地域社会を築いていくため、生涯にわたって誰でもいつでもどこでも学ぶことができ、その住民の知識、技術、経験を地域づくりや子育て支援、学校教育支援など地域に生かすことができる生涯学習社会を実現していくことが必要であるというふうに考えております。みずから学び、学んだことを広げ、人と人がつながることが人づくりにつながるというふうに思っております。

主な実践事例としましては、家庭教育の推進として、各幼保、こども園で幼児期家庭教育学級、小・中学校では家庭教育学級を実施しております。これは、子供を持つ親や家族が親子料理教室や家族運動教室、講師を招いて子供の心の発達を学ぶなど、家庭教育学級を通じて豊か

な人間性とたくましい心身を持つ子に育てるための親の姿勢について学び、親と子のふれあいから家庭教育の重要性を学んでおります。今年度は、子供たちの脳の発達と情緒の安定のために十分な睡眠時間を確保するということが家庭教育学級のテーマに加えています。

青少年教育では、各地区まちづくり協議会において地域子ども教室を開催し、体験活動や交流活動の場を確保することで子供の異年齢間の触れ合いや地域の方々との交流を推進しています。このほかジュニアリーダー研修会、子ども会のインリーダー研修会、各単位子ども会や育成指導者（VYS）などを対象に、青少年のボランティア精神の高揚と地域におけるジュニアリーダーの育成にも努めております。

成人教育においては、町内の60歳以上の方を対象に生き生き学級を開催するなど、高齢者が豊かな人生経験を生かす中で、より豊かな生きがいのある人生を送るための総合学習の場を設けております。各地区においても、歴史や教養講座、教室から発表の場、大会等を開催し、みずから学んだことを広げ、人と人のつながりにつなげていただいております。

また、学校や地域、職場での人間関係のトラブルがあったかい言葉をかけ合うことによりなくなるはずとして、お互いの人権を尊重し認め合い、温かい人間関係づくり、地域社会づくりに取り組む「あったかい言葉がけ運動」を行っております。

広報に一部紹介してきておりますが、多くの皆様方から寄せられたあったかい言葉には、互いの気遣い、思いやる心の大切さなどが感じられます。また、12月の人権週間にあわせて人権作文、ポスター、標語を募集し人権フォーラムを開催しておりますが、今年度は標語について、家族で人権標語を考えていただく「家族でつくる我が家の人権標語」として募集をしていきたいというふうに考えております。

このような社会教育、生涯学習事業を展開していく中で地域コミュニティの形成と充実を図り、家庭、学校、地域社会が連携していくことで、さらなる活力あふれるまち、人づくりを推進していくことが重要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 広瀬議員からの質問のうち、健康福祉課所管に係ります2つ目の幼保一元化について、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の質問の幼保一元化を進めるための課題についてでございますが、幼保一元化を推進する中で、園ではさまざまな場面で保護者の方からの御意見を頂戴するためのアンケートを実施しております。

今までいただいた御意見では、行事のあり方など園に対しての要望などがあり、その都度対応しているのが現状でございます。現在進めています幼保一元化の推進に対しまして、直接的な課題となるような御意見はいただいておりますが、今後ともアンケートや御意見を頂戴する機会を設け課題の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の東こども園の園児送迎バスの運行についてですが、園児の送迎バスにつきましては今までに住民の方から直接、またはアンケートや要望などで御意見をいただくことはございませんでした。

ただ、過去の幼保一元化の説明会におきまして御意見はございましたが、基本的には送迎バスの運行は考えていない旨、回答をさせていただいた経緯がある程度でございます。

この送迎バスの運行につきましては、保護者の方の利便性の向上につながるものと認識はしていますが、町としましては送迎時における保護者とのコミュニケーションを大切に考え、直接の引き渡しを優先しております。園では連絡帳や園便りなどで園児の様子を伝えていますが、日々保育者と保護者の方とが顔を合わせることによりまして園児の様子や家庭の事情などを把握できますとともに、育児の悩みなど身近な相談機関としての役割をも担っていると考えておりますので、今後も保護者による送迎をお願いしたいと考えているところでございます。

特に、帰りの際、家族の方に園児を引き渡す際でございますが、園での出来事や園児が初めてできるようになったことを伝えることにより、子供の成長を感じてもらえる瞬間でもあると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、広瀬議員の幼保一元化についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 再質問させていただきます。

先ほどごみステーションのことだけで質問させていただいたわけなんですけれども、その中でパトロールをしていく中で、またごみステーション以外のことで、今回ごみステーションのことを質問の題に上げさせていただいたわけなんですけれども、そのほかにインフラ整備ですね。カーブミラーとか街灯とか交差点の標識とか、また特に水関係で水の流れが大きく変わるとかいったことがございます。そのようなこともいろいろパトロールされる中で、協働のまちづくりの中で自治会の方々とお話しいただいて、そのようなことがないようしていただきたいと思っております。

また、2点目の幼保一元化のことについてですが、今後幼保一元化の4園化構想について、東こども園の課題や問題点のアンケートをとられているということでございますが、十分に検討を進めていくことが重要で、園庭や駐車場が狭く使い勝手が悪いといった問題ですね。今回は送迎バスについてのみをお話ししましたが、そのようなことでいろいろと考えていかなければならないことがあると思っております。

先ほどの送迎バスのことにつきましては、私立のハチスチルドレンズセンターさんにお任せすればよいことなのか。ハチスさんのほうでも定員に限界があると思われまますので、工夫次第では私立にできて町立にはできないということはないと思っておりますが、今後、4園化構想を進める上において検討していただきたいと思っておりますが、その点をよろしくお願いたします。以上

で終わります。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1点目のパトロールにつきましては、これは御質問として捉えてよろしいのでしょうか。

カーブミラーとか標識等につきましては、自治会要望として上がってくる部分が多々ございまして、特に行政がパトロールという場合、道路等の安全管理あるいは保全という部分でパトロールをしておるところではございますが、そういった部分で気づくことがあれば当然に連携をとりながら処理しておるところでございますが、やはり地域に住まわれる方が直接的な影響を受けるという形の中で、ここはこうあってほしいとか、こうしてほしいというような要望の中で出てくる部分もございますので、そういった対応を年度ごとに自治会要望としてまとめる中で対応しておるのが現状でございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思えます。

それから、4園化構想に絡めて、送迎バスのことでございますけれども、これはあくまでハチスチルドレンズセンターの一つの特色として出しておられる部分でありまして、仮にこれを全町で行うとなれば、この秋から進めようとする地域の足の確保のバスの増便どころではなくて、バスが何台要ることになるか考えるだけでも恐ろしい話になるわけでありまして、そういった経費の問題も含めまして、これを実際に運用していくにはかなり難しい部分があるのではないかなと思うところと、一方、先ほど担当課長が申しましたように、この送迎をしている意味ですね。ここら辺がやはり子供のため、あるいは親さんの子育て支援という部分を考えてときに、無理をして送迎バスで送るよりは、やはり子供のためを思うのであれば、直接保育士と接触することによって、その子供の状況がしっかりと把握できる、そのことのほうがよりきめ細やかな子育て支援になるのではないかなというふうに考えておるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に基づき、質問をさせていただきます。

2点ございまして、第1問目はまちづくり基本条例について、2問目は自治会の行政要望についてであります。

1点目のまちづくり基本条例についてですが、質問に入る前にお断りをいたしますが、私の所管委員会の関係であるのと、この条例は平成22年に議第4号にて10章28条から成る柱立てで条例が提案され、当議会において可決されております。その当時審議されました先輩議員がおられますが、私よく承知しておりませんので、その点お断りをしながら御質問させていただきます。

なお、先ほど先輩議員、同僚議員からもまちづくりについての質問がありましたが、なるべく重複しないように気をつけながら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

当時の町長の提案説明、会議録から拝見をいたしますと、町における自治の基本理念と基本条例を定め、住民、議会、行政でそれぞれの役割と責任を明らかにすることにより、自主自律した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定しようとするものと提案されております。後は当時の担当課長に補足説明をさせますということで、担当課長からの補足説明がありました。会議録を見てみまして、理解しやすい補足説明かなあと考えてみましたが、ほとんどが条文の繰り返し読みのようで、本当に理解するのに苦勞をいたしました。

大変失礼ですけれども、確認をする上からでも、条文について、28条のうち9つの条文についてお尋ねをいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、第6条の協働のまちづくりの規定では、住民、議会、行政は協働によるまちづくりに取り組むとあります。それを受けて、第4章では住民、第5章では議会、第6章では行政で条文化し記述がされております。第4章の住民では住民の権利、第5章の議会では議会の役割と責務、第6章の行政では行政の役割と責務というのが記述されておりました。

非常にわかりにくい条文であります。いま一度わかりやすく協働のまちづくりについて御説明をお願いします。

次、第13条の総合計画の規定がございます。これは現在の第5次総合計画を指すことでしょうか。

それから、第14条の財政運営の規定でございます。住民にわかりやすく公表するとありますが、垂井町財政事情の作成及び公表に関する条例で広報紙に掲載がされておりますが、このスタイルの掲載ということで、住民への公表でよろしいのでしょうか。

それから、第18条、審議会などの運営という規定がございます。開催の実態とか諮問事項、協議内容、またこれは会議の公開を原則とされておりますが、公開事例また公表等がありましたか、お教えいただきたいと存じます。

第20条、行政の評価という規定がございます。いわゆる行政でいいますと財務4表を指します。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、これを指すのでしょうか。とても住民には理解しにくいことだと思いますが、それとも別にわかりやすい方法を考えられておられるのでしょうか。

次、第24条のまちづくり協議会の規定で、第1項の条文に、住民は協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会を行政と協働して設置することができるものとあります。議員のほうからいろいろと質問がされるのを考えますと、議会としての参画が一体どのように捉えていったらいいのか、ここらあたりをお尋ねいたします。

次、第25条のまちづくり審議会の規定であります。開催状況とか諮問内容、また諮問以外での事項等がございましたらお教えいただきたい。また、これらの評価についてどのようにされたのか、あればお教えいただきたい。

次、第27条、この条例の位置づけの規定であります。この条例が町の自治についての最高規範であることを認識し、この条例の規定に従うと記述されております。最高規範といえますと

日本国憲法に値するものではないでしょうか。この条例制定後にいろいろと条例とか規則が制定されておると思いますが、ここらあたりをお教えいただきたいと存じます。

それから第28条、条例の見直しの規定であります。この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証すると記述されております。3年目を迎えました今時点でのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

なお、平成27年度に、条例制定後3年目であります。先ほども話がありましたが、町から助成金として定額の交付金が地区協議会に交付されております。まちづくり協議会の中でお聞きをいたしますと、28年度からは定額交付でなくて、いわゆる事業交付というふうになんか聞き変えられるというふうにお聞きをしております。

このまちづくり交付金規則では、交付金の額の算定については均等割と人口割を基本とするところがありますが、事業による額の算定となりますとどうなりますか、お教えください。

先ほど町長のほうから、次年度からは補助金の交付についてという話でしたが、ここらあたり、この条例規則の中でうたわれるのでしょうか。ここらあたりも、もしお考えがあるのであればお教えいただきたいと存じます。

以上、各条文を捉えましたが、よろしくお願ひいたします。

次、第2問目の自治会の行政要望についてお尋ねをいたします。

垂井町内には136の自治会があり、それぞれ自治会長さんを中心として地域のために頑張ってみえます。自治会とは、触れ合い活動を通して地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための最も身近な住民組織の一つであると思っております。少子・高齢化が進む中で、自治会の果たす役割はどんどん大きくなってきています。また、自治会は一部の人によってつくられるものではなく、地域に住む人たちの総意でつくられ、活動し、さらに成長をさせていくべきものだと考えます。

自治会の役割としての機能を私なりに考えてみますと、体育祭、文化祭等の親睦機能、防災・防火・防犯等の安全・安心機能、ごみ、下水、道路清掃等の環境整備機能、町関係の広報紙、資料や、また外部団体の募金等の行政連携機能、地域内の連携、行政への陳情・要望等の地域調整機能、地域内各種組織への参画等の対外的代表機能というふうに大きく分けてみました。

そこで私は、今回自治会と行政との関係について捉えてみました。自治会と行政はそれぞれが自立した立場で、また対等のパートナーとして住民の生活向上と地域の発展、また良好な地域環境をつくるために協力するという関係にあることが必要かと思っております。

自治会から行政への要望をさせていただくことについてのスケジュールが、町の連合自治会連絡協議会を通じての知らせがあります。それによりますと、4月から8月は単位自治会がいろいろと地域住民と協議をして地区連合に上げ、それを地区連合の要望として取りまとめる。9月には行政へ各地区連合自治会要望として提出をします。10月から11月には各課での対応が

されるということです。12月には新年度の予算編成作業が行われます。1月から2月は予算査定が実施されます。3月、町議会に提案され、予算審議され可決という格好になるかと思えます。その後、3月末に開催される町の連合自治会連絡協議会に回答書が渡され、これを受けて地区連合から単位自治会に回答書が提示されるというスケジュールでございます。

そこでお尋ねをいたします。3点ございます。

各単位自治会での総会は、おおむね1月から2月に開催されます。また、会長が交代される場合もあります。これについては3月下旬で決算をされ引き継ぎがされると思いますが、自治会から町行政への提出した行政要望の引き継ぎは非常に困難ではないかというふうに思えます。また、これはできないのではないかというふうにも思えます。

予算の公表は、町議会の議決がされないことには公表が無理ということは存じております。地域としては、一刻も早く回答を望むものです。御見解を伺います。

2つ目、行政は要望書を受理されてから要望事項について内容の検討をされると思いますが、要望事項にもよりますが、現地確認や直接自治会長にお尋ねをされたことがあるかと思いますが、ほとんどはないと存じます。

自治会長の立場では、行政が現地を確認してくれたということで、とても好感度アップになります。要望事項の見解の相違がないように、回答書についてのお互いの見解が不一致ないようにひとつ気をつけていただきたいと思います。

ここで、ことしの3月、町長さんから自治会に対する回答書がございます。その中で、三、四、ちょっと言葉を表現いたしますと、道路改良につきましては困難ですので、当面現況でお願いします。現地調査した結果、特に問題がありませんので現状でお願いします。こども遊園地北側道路は車両の通行はないので現状でお願いします。現地調査した結果、緊急性が少なく、当面現況でお願いいたします。非常に寂しい回答書です。

3つ目、過去のことで申しわけございませんが、先ほども話がありましたが、自治会への回答書の扱いについて、地区から要請があれば行政が地区に出向いていただいて、いわゆる行政懇談会と称しての会議を設けられたことがございますが、先ほどの話もございましたが、この対応は可能ということで理解してよろしいでしょうか。

以上、質問させていただきました。どうか目配り、気配りのきいた行政運営をお願いいたします。質問を終わります。回答をよろしく申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 山田議員のまちづくり基本条例及び自治会の行政要望についての御質問について、答弁をさせていただきます。

初めに、まちづくり基本条例、これは皆様方わかってみえると思えますけれども、まちづくり基本条例は平成20年に（仮称）垂井町自治基本条例策定委員会が発足し、プロジェクトチームや検討委員会、また各地区検討委員会や各種団体意見交換会、また住民アンケートなどを実

施して、平成22年に議会で可決し、平成23年4月1日から施行となりました。

基本条例では、基本理念として、まちづくりを進めていく上で基本的な考え方として住民はまちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりと定めておるところでございます。

それでは、1点目の御質問でございます。

第6条の協働のまちづくりの規定とは、それぞれ第4章から第6章までのことであるかという御質問でございますけれども、まさにそのとおりでございますということではございますけれども、それら住民、議会、行政の役割と責務について定めており、それらを踏まえた中で協働のまちづくりを進めていきたいと規定されているところでございます。

その中には、お互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責務を理解した上で対等な立場で協働し行動すると。これを3つ目の原則とするということで、これまで公共的な活動は行政が行うものと捉えてきたと。しかし、住民、行政、議会がそれぞれの役割分担と責務におきまして、お互いの立場や特徴を尊重しながら協働して取り組んでいくことによりまして相乗効果を発揮し、大きな成果を生み出すことが期待できると、これが一応原則という意味で行っていくものでございます。

次に、第13条の総合計画の規定では、現在の第5次総合計画を指すもので、平成20年3月に「やさしさと活気あふれる快適環境都市」をまちづくりの将来像として、第5次総合計画を定めております。

次に、第18条の審議会の運営でございます。審議会の諮問等につきましては、公募の募集及び会議等の結果等を広報とか垂井町のホームページにて広く公表しているところでございます。

次に、第20条の行政評価でございますけれども、第5次総合計画に基づき事務事業の評価を行っており、住民の方々にも手にとって見ていただけるように、各地区の公民館、地区センターに設置しております。

次に、第24条のまちづくり協議会の規定についてでございますけれども、まちづくり協議会は行政と協働して設置することができるものとなっておりますが、設置後の運営につきましては、議会の御意見も聞きながら進めてまいりたいと考えております。

次に、第25条のまちづくり審議会の規定でございますけれども、現在、審議会の委員は11名で、住民活動団体の代表や学識経験者、また公募委員や町議会の議員さんの代表の方々となっております。11名のうち男性が8名、女性が3名で構成をされているところでございます。

諮問内容につきましては、地区まちづくり協議会の設置について及び地区センターの設置についての審議をいただきました。また、諮問以外でも関係規則やまちづくり協議会の状況などを報告させていただきました。

また、まちづくり協議会では公開で行っており、傍聴された方もおられます。また、内容については町の広報「たるい」、また垂井町のホームページで公表をしているところでございます。

続きまして、第28条の条例の見直しでございます。

条例が施行して5年目を迎えております。各条項が社会情勢に適合しているかどうかを検証してまいりたいと考えております。また、交付金につきましても3年間同額を交付してまいりましたけれども、今後の交付につきましても見直しを検討しているところでございます。

次に、大きく2点目の自治会の行政要望についてでございます。

自治会要望の回答の時期や現地確認でございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたとおり、9月末までに次年度の要望書を取りまとめ提出していただいておりますけれども、その後、各課にて要望事項につきまして内容を検討し、現地確認を行っているところでございます。

要望書には現地確認をしやすいように地図や写真を添付していただいております、必要に応じまして自治会長さんに直接お話を聞き、一緒に現地確認を行い、予算に反映させ、議会の議決を得て次年度に要望事項について実施しているところでございます。早期に回答は難しいというふうな考え方でおるところでございます。しかし、要望の中には、緊急性の高い事項につきましては、自治会長さんと打ち合わせをして早急に対応しているところではございます。

また、行政懇談会、現在はふれあいトークでございますけれども、町民の皆様と同じ目線に立ち、公平・公正な行政運営を努めるに当たり、機会があるごとに積極的に出向き、垂井町発展のために皆様一人一人の意見を大切に行政運営に生かしていきたいと考えております。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 私どものほうから、1点目のまちづくり基本条例について、2点御回答申し上げたいと思います。

まず初めに、(3)番目にございました垂井町まちづくり基本条例第14条関連についての御質問でございますが、まさしく議員御質問にございましたとおり、垂井町まちづくり基本条例の第14条の財政運営の規定につきましては、垂井町財政事情の作成及び公表に关します条例により公表をしておるところでございます。

また、その財政事情の公表につきましては、公表に关します条例の規定に基づきまして年2回、5月と11月になりますけれども、役場の掲示場にて掲示する方法で実施をさせていただいております。

あわせて、議員も少し触れられておりますが、上半期分、4月から9月30日まででございますが、広報「たるい」12月号で、また下半期分につきましては10月1日から3月31日になりますけれども、広報「たるい」の7月号で、それぞれ公表させていただいております。よろしくお願いいたします。

次に、2点目にございました(8)番の関連でございますが、まちづくり基本条例の第27条の条例の位置づけから、この条例の制定後に、そのほかに制定した条例、規則があればとの御質問でございますが、まちづくり基本条例が施行されました23年の4月1日から現在までに制

定・改廃いたしました条例につきましては合計で177本ございました。また、規則につきましては154本でございます。その内容につきましては、そのほとんどが国の法の改正あるいは制度改正に起因するものが大多数でございます。

また、まちづくり基本条例の趣旨に合致した手続の一つにパブリックコメント制度がございますが、このパブリックコメントを実施し制定・改廃いたしました条例は合計で22本でございます。

このように、まちづくり基本条例第27条第2項に規定しておりますとおり、条例あるいは規則などの制定・改廃につきましては、引き続きこの条例の趣旨を尊重いたしまして、なおかつ整合を図りながら実施してまいりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ありがとうございます。

企画調整課長さん、大変ですね。まちづくり基本条例、次から次へとやはり難問が出てきます。非常にこの条例には無理があるように思います。

難しいことでいいますと、条例から規則へ委ねるといのがかなり多く感じられます。ここらあたり、もし見直しをするのであれば、まちづくりというのは住民みんなが待っていることでありますので、行政がどうも地域に何か投げかけというか、放り投げたようなふうにとられがちでありますので、ここらあたり調査することがないのであれば、もう一度御回答をお願いします。

それから、地区協議会の中でセンター化されたのが2地区あります。私、26年度の決算資料をいただいているのでちょっとわかりませんが、25年度の決算資料ではまだ公民館で設置がされております。この2地区の公民館ですね。ここらあたり、いわゆる行政財産ではあるんですが、教育財産の捉え方、これは教育委員会にお尋ねしたほうがいいのですか、ちょっとわかりませんが、ここらあたりの見解をひとつよろしくお願ひいたします。

みんな、よい町をつくっていきたいという気持ちは一緒でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まずこの条例に無理があると言われると、非常に複雑な思いをすることでございまして、この条例の制定に当たりましては2年ちょっとの歳月をかけて、それこそ住民の方々の思いを受けながら制定してきたところでございます。また、制定後も1年間の猶予を置きながら実施に踏み切ってきたということで、この条例の持つ意味合いというものをしっかりと意識する中

で我々は進めておるところでございます。

最高規範という言い方がございますけれども、当然、国には憲法、各法律等がございますので上位法に基づいた中でのこの位置づけでございますけれども、町がさまざまな施策を運営する上においては、やはりこのまちづくり基本条例をよりどころとして進めていくというのがこの条例の基本的な位置づけだというふうに思っております。

また一方で、これからの協働のまちづくりを進める中で丸投げではないかということ、これは今までも説明の中でもいっぱいしてきました。そもそもこのまちづくり基本条例をつくってきたいきさつの中には、合併後の破綻のする中でこれからの地域をどうつくっていくかということが大きな課題としてあったわけでありまして。

住民により身近な行政をつくっていく、あるいは自分たちがこれから町をつくっていくという思いをどう醸成していくのか。財政的には非常に厳しい状況が目に見えますし、きょうも話題に出ております人口減少社会、少子・高齢社会というものが迫る中で、さらに厳しい環境を我々は乗り切っていかなければならない。その中での地域での支え合いをする大事な場としてのまちづくり協議会というような位置づけをしておるところでございます。これの基本的なうたっているのがこの基本条例であるというふうに思います。

この中の構成、先ほど一番初めにお話がありました協議会は、住民、議会、行政の協働によるまちづくりを進めるんだということで、それぞれ住民、議会、行政の役割、責務というものをうたっておるわけございまして、まさにこの住民の役割の中に、要するに言動には責任を持ってよということがございます。そういった中において、言いつ放しではない、やはり自分たちも一緒に考えるんだ、やっていくんだという部分が必要になってまいります。翻って、行政は、では全て住民がやることだからと投げ出してしまえばいいのかということ、そうではなくて、行政も行政の責任として大局的見地から公平・公正な運営、あるいは効率的な運営ということを考えていかなければならない、それが行政の責務であるというふうなうたっております。

そういったものを相まって進める中で協働のまちをつくっていくということでございまして、ある部分では確かに住民の方に負担を強いなければならない部分があるかも知れません。しかし、それが全てではなくて、最終的に住民全てが満足できる、納得できる地域をつくっていく。基本的に自主自律した、この自立にはみずから立つとみずから律するという言葉を使っておりますけれども、やはりこれから何でもかんでも、自治会要望でいいますと3年、4年かければいずれできるんだというような状況ではなくて、必要に応じて本当にやらなければならないもの、そういった取捨選択をしていく必要がございます。そういった部分において、やはり協働ということが、これからさらに重みを増してくると思いますので、この運営につきましては基本条例というものをしっかりとこれからも磨き上げていかなければいけないと思います。

これができたときにお話をしたかと思いますが、このまちづくり基本条例ができれば全てまちづくりがうまくいくというわけではなくて、このまちづくり基本条例をどう使っていくか、どう運用していくかということが大事であります。まさに、まだその途中でありまして、結果

はこれから出てくるものというふうに思いますけれども、まだまだ途中という思いでございます。これをさらに磨きをかけて、しっかりとしたすばらしい町を皆様と一緒につくってきたいという思いで、このまちづくり基本条例を定めさせていただきましたので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員のセンター化に伴います行政財産と教育財産との分けについての御質問について、御答弁させていただきたいと思います。

センター化にいたしましたのは、平成26年3月の議会で条例改正をいたしまして、その時点で垂井公民館、それから府中公民館につきましては4月1日から教育財産から行政財産のほうに移管しておるところでございます。したがって、平成26年度の決算書並びに決算資料からは、新たに今申し上げました2つのセンター化につきましては、行政財産として調整をさせていただいて報告させていただきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、健康診査委託料について、人間ドックについてお尋ねします。

所得の低下や被保険者の高齢化により、国民健康保険税の収納額は年々減少傾向であります。逆に医療費は年々増加の傾向にあります。このような状況から、町としても医療費の抑制に向けた取り組みの施策の一環として健康診査、人間ドックや各種がん検診、国保特定健康診査等行われてきました。病気の予防や早期発見、早期治療を進めることが一番重要なことでもあります。

先月、私は人間ドックの受け付け申し込みに関心を持って保健センターへ8時過ぎに行きましたが、既に多くの方が申し込みに来てみえました。ことしは、昨年と違って受け付けを10時までに行い、10時から定員80名の方の抽せんがあり、当選された方は自己負担金2万円を支払うという方法でした。申込者は200名ほどあり、保健センターの駐車場が大変混雑して、車の移動の呼び出しも何回もありました。これだけ人間ドックの申し込みが好評である以上、申込方法、場所等を考えるべきではないでしょうか。また、申し込みしたくても保健センターまで出かけられな

い人もいると聞いています。

そこでお尋ねします。

例えば、申し込みだけでも各地区公民館等で行い、募集期間も1週間ほど見て、後日、文化会館など広い駐車場のある場所等で抽せん会を行うということは考えられないでしょうか。もちろん抽せん会にも行けない人は代理人でもよいことにしてはいかがでしょうか。

また、80名の枠をもっと広げることができないでしょうか。あるいは、自己負担を2万5,000円ぐらいに上げて、2倍の160名までの枠にするなど考えられないでしょうか、お尋ねします。

次に、各種がん検診について。

先日、保健センターから平成27年度各種がん検診受診の案内が来ました。予算資料、事業概要を見ますと、がん検診委託料2,417万4,000円となっております。各種がん検診の状況を予算資料で見ますと、対象者に対する受診率は約20%と低くなっています。この低い受診率をどのように思われますか。受診率を上げる対策は何かお考えがありますか、お尋ねします。

国保特定健康診査について、また国保の関係ですが、特定健康診査についても委託料1,458万3,000円となっておりますが、これも受診率は約25%と低いとお聞きしております。受診率の低いがん検診、特定健診についての考えをお聞かせください。

私は、地域住民の健診に対するニーズは低く、人間ドックに対するニーズが高いと思われませんが、いかがでしょうか。受診率の低いがん検診、特定健診の予算を少し減らし、人間ドックの健診のほうへ予算を多くしてはいかがでしょうか。予算の出どころが違うと言われるかもしれませんが、これが住民のニーズではないでしょうか、お伺いします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 栗田議員からの質問につきましては、健康福祉課所管に係りますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、1点目でございますが、健康診査委託料、人間ドックについてでございますが、人間ドックは法律に基づく健康診査や検診ではなく、任意で選択し受診する健康診断でありまして、町では住民サービスの一環として人間ドック費用の助成事業として実施しているものでございます。

去る5月1日、保健センターで人間ドック費用の助成対象者の申し込み受け付けを行いましたところ、定員80名に対しまして応募者は208名と申し込みが募集定員を大幅に上回り、くじ引きによる公開抽せんを行ったところでございます。

昨年度までは先着順で受け付けをしていたわけですが、最近は開始時刻より早くから並ばれる方が多くなるなどエスカレートいたしまして、受け付け開始後1時間以内で定員に達するという状況でございました。この状況に対する不満の声もあり、検討しました結果、公平性の観点から定員を超えた場合は抽せんを行うこととしたわけでございます。申し込みが想定をはる

かに上回る人数となりましたので、御指摘のように駐車場を十分確保できない状況となり、多くの方に大変御迷惑をおかけすることになってしまいました。

そこで、まず基本的に来年度は今回と同様の方法で実施するつもりはございません。今回の方法は、ことし限りの方法でございます。今回で得られました結果を踏まえまして、定員についてとか申込方法についてとか、抽せんの場合、その方法について、助成金及び自己負担金の金額と支払い方法について、委託先医療機関について、検査項目についてなど、来年度に向けて検討をいたしまして、実施方法を改善する予定でございます。

なお、委託先医療機関の受け入れ体制など医療機関との協議・調整もありますので、また検査項目の変更、追加は、結果的に医療費の増加を招くことも考えられますので、これらの点も十分踏まえながら検討していく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、2点目の各種がん検診についてですが、現在、町では全町民を対象に年齢や性別ごとに、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの6種類のがん検診を6月から12月にかけて実施しています。

がん検診の受診率につきましては、平成25年度の統計で、胃・大腸・肺がんは県平均を上回るものの、子宮・乳がんは若干下回るといった結果でございました。今後、委託医療機関と連携し受診しやすい体制を協議したり、がん検診の案内通知で受診の重要性や必要性や受診方法をわかりやすく説明するなど、勧奨方法を工夫したり、魅力ある健診体制を整え受診率の向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、3点目の国民健康保険の特定健診についてでございますが、現在、町では医療保険者に義務づけられています健康診断として、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方を対象に特定健診と、後期高齢者医療被保険者の75歳以上の方を対象に「ぎふ・すこやか健診」を実施しております。

御指摘のとおり、受診率は平成25年度におきまして県平均35.6%に対しまして、町平均が25.7%と低迷しているのが現状でございます。健診のメリットであります生活習慣病予防、重症化予防の必要性について、あらゆる機会を通じて積極的に伝えていく必要があります、あわせて受診者には、健診受診後、受診勧奨値がある場合には医療機関への受診や保健センターへ相談してもらうなど、適切に行ってもらう必要がございます。

今後もあらゆる機会を通じて積極的に受診勧奨を行い、受診率の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

また、がん検診と特定健診の受診率が低いことにつきましては、特定健診の未受診に係る調査をしましたところ、受診しない理由として、既に何らかの医者に通っているから受診しないとか、必要なときに受診しますと。そして、既に人間ドックを受けましたといったような回答が多く得られたところでございます。

また、人間ドックのニーズにつきましては、他の健診と比べて対象人数など基本的な前提が違うということからニーズの判断はできませんが、少なくとも今回、人間ドックに対する住民

の皆さんの関心が予想以上に高いということを示されたことは確かでございます。

最後に、特定健診やがん検診、人間ドックとそれぞれ法的な根拠や財源、対象者、健診項目、受診の方法などが異なり一長一短あると言われている中、来年度に向けて、これらの結果と要因を総合的に検討いたしまして、さらによりよい健診体制を整えまして、住民の皆さんの健康増進に努めていく所存でございます。

以上、栗田議員からの質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、2点お尋ねをいたします。

まず第1点目、少子化対策、結婚、出産、子育て支援について、第2点目、高齢化対策、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しについてであります。

それではまず第1点目、少子化対策、結婚、出産、子育て支援について。

我が国の人口は、平成17年に減少局面に入り、少子化問題は社会経済の根幹を揺るがしかねない待ったなしの課題となっております。子供は社会の希望であり、未来の力であります。次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を整備し、子供が健やかに育つことができる社会の実現のために少子化対策に取り組んでいかなければなりません。

ところで、5月12日の臨時会において町長の所信表明がなされ、その冒頭、町長は4期目に向けて気持ちを新たにしているところでございますと申されました。そして、4期目を迎えた現在、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現に向け、将来を見据えた諸施策を進めていきたいと考えております。この推進のため、以下に述べます4点、そのことを重視して第5次総合計画の整合を図りながらスピード感を持って行政経営を行ってまいりますと決意表明がなされました。

所信表明とは、御自分の考えや信念、そしてまた方針などについて表明することです。そこでお尋ねをいたします。

4点の中の2点目に、次のように述べておられました。2点目として、みんなで支え合うまちづくりです。現代社会において少子化の傾向は依然として深刻さを増していきます。このため、結婚、出産、子育て支援についての充実を図ってまいりますとありました。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、結婚支援について、2つ目、出産支援について、3つ目、子育て支援について、気持ちを新たにされたということで、そこでこれまで以上にどのような充実を図って行かれるおつもりかをお尋ねするところでございます。

続きまして第2点目、高齢化対策、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しについて。

国会で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関

する法律、略して医療介護総合確保推進法が平成26年6月18日成立、6月25日に公布されました。この法律で介護保険法も改正され、地域の包括的な支援サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進することとなりました。今回の介護保険法改正の最大の目玉は、地域支援事業の見直しであると言われております。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービスが組み込まれて、日本全国全ての自治体で平成27年4月から平成29年4月の間に移行されることとなりました。

要支援者が多様なニーズに対応するためには、NPO法人やボランティアの活用が重要になってきますが、我が町の現状と今後の取り組みについてお伺いするところであります。

2つ目、医療と介護の連携についてお尋ねをいたします。

在宅医療・介護連携の推進について、平成27年4月から取り組み平成30年度までに取り組むこととありますが、これまでの取り組みと今後の取り組みについてお尋ねするところであります。

3つ目、次に認知症施策についてお伺いをいたします。

徘徊などによる行方不明者が増加傾向にあり、近年1年間で全国の警察に届け出のあった不明者が1万人を超えたとの報道がありました。2025年には認知症高齢者数が470万人になると予想されており、認知症高齢者の地域での生活を支えるシステムの構築が重要となってまいります。

これまでの我が町の取り組みと、特に今後の取り組みについてお伺いをいたします。

また、現在の我が町の認知症高齢者数と2025年度までの推計をお伺いいたします。

また最近、高齢者に対してGPS発信器を使ったいろいろな対策も考えられているということでもあります。そういうことも含めて、お尋ねするところであります。

4つ目、生活支援サービスの充実強化についてお尋ねをいたします。

平成27年4月より、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することになりましたが、我が町のこれまでの取り組みと今後の取り組みについてお伺いをするとところであります。

5つ目、我が町において新たに特別養護老人ホーム、老人保健施設、児童福祉施設、グループホーム、サービスつき高齢住宅など開設されておりますが、介護職員も現在の働いているところよりもより条件のよい施設へ移るなど、それぞれの施設で職員の確保に待遇面で苦慮しているところがあるようですが、この実態をどのように把握されておられますか。

6つ目、平成27年3月3日、第1回垂井町議会定例会において、前回の議会ですね。議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正について、実はこれがそうであります。同僚議員でここにおいでになる方がいるかと思いますが、垂井町介護保険条例の一部を改正する条例として、医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措

置第7条、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、略して医療介護総合確保推進法の中の附則の部分でございます。

この附則、前回議会においでになった方はおわかりだと思うんですが、この中で新法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、当該事業を平成27年4月1日から円滑に実施するための体制を整備することが困難であると認めるため、平成27年4月1日から町長が定める日まで、その間を行わずと。町長が定めるまでの間行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするというのが条文に入っております。これは一体どうって解釈していいのかと思うわけなんです、経過措置ということで、間に合わないからだろうということは予測がつくわけですが、単に行わずというのは困るわけございまして、行っていただかなければ困るわけでございます。

それで、日本全国全ての自治体で平成27年4月から平成29年4月の間に移行されることとなっております。全国の幾つかの自治体では既に地域の特性、実情に応じた地域包括ケアシステム構築へ向け先駆的に取り組みが進められています。

そこでお尋ねいたします。

我が町は、この条文にあります、いつまで、3月は実をいいますと選挙前でございます。私もそうでしたが、ということで町長が定める日、ああそういうことだなということで、4期目になられたわけでございますので、そろそろ定められてもいいんじゃないかと思えます。未定になっておりますが、これはいつなのか、お尋ねできたらと思えます。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

2点ございますが、私のほうからは1点目の少子化対策についての部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。高齢化対策につきましては、担当所管のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

所信表明において、少子化対策として結婚、出産、子育て支援について充実を図るというふうに述べていますが、どのような充実を図るのかというお尋ねでございます。その取り組み方について、少し述べさせていただきたいと思えます。

少子化対策とあわせまして、人口減少問題が大きく横たわっておる現状でございます。人口減少問題は全国的に今最重要課題として捉えられておりますが、地域によって状況や原因が異なり、地方では都市への人口流出、若年女性の減少、低出生率などが考えられております。人口減少に歯どめをかけて、人口減少問題を克服する方法の一つが少子化対策であります。これは現在国が進めておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方でもあります。

従来の政策は、地域特性を考慮しない全国一律の手法、効果検証を伴わないばらまき、地域に浸透しない表面的な施策、短期的な効果を求める施策などが要因で、一定の成果を上げて

基本的には地方の人口流出や少子化に歯どめがかかっていないのが現実でありました。

今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、従来の施策にとらわれず、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視といった政策原則に基づき施策を展開するものであります。この創生総合戦略に係る政策の基本目標の一つに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるを掲げており、政策パッケージには若い世代の経済的安定、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援、子ども・子育て支援の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）というものを打ち出しております。まさしく、今回の私どもの表明で掲げる結婚、出産、子育て支援について充実を図ると重複するものであります。

そこで、具体的な支援策については、現在進めております地方版総合戦略について策定、実施するもので、つまり今年度の垂井町総合戦略策定事業において国政を客観的に把握し分析を行った上で、活性化に向けた好循環を生み出すための戦略を策定する必要があると考えております。

従来のような全国一律の手法や派手なばらまき、表面的な施策、短期的な効果の施策を繰り返さないよう、多面的に検討の上、交付金だけに頼ることのないよう持続性があり、必ず効果が確認できるような施策を打ち出すべきだと考えておるところでございます。

具体的な施策につきましては、他事業ともリンクする可能性があるため、当面、当該策定事業の中で十分検討・研究をして打ち出す必要がありますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

なお、今年度新しく実施する事業の中でも、こういった子育て支援の関係で当該事業として位置づけられるものに、子供が欲しくてもなかなか恵まれない夫婦のための不妊治療費、一般不妊治療と男性特定不妊治療を追加し助成の拡大を行い、またお母さんなどの心の健康状態、ストレスを確認できる「こころの体温計」なるものをホームページにおいて近々始める予定でございます。

また、就学前の子供たちの発達障がい児支援事業所「いずみの園」の体制及び指導方法の強化や施設の拡充など、そういった支援を実施していく予定でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 富田議員からの2つ目の質問は健康福祉課所管に係りますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

質問は高齢化対策、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しについてでございますが、初めに、地域包括ケアシステムは、住みなれた地域で自分らしい人生を送ることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される仕組みを構築するものでございます。

それでは初めに、議員御質問のうち全てに関係いたします最後の6点目の質問からござい

ますが、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実の実施期間についてですが、現在のところ約2年間の猶予期間があるものでございますが、県内の自治体においてもその実施については大変苦慮していると伺っております。

平成29年度には実施する必要がありますので、遅くとも来年度、平成28年度中には新たなサービスの構築を目指していかなければならないところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それでは質問の1点目に戻りまして、介護予防生活支援サービス事業の現状についてですが、現在、各地域で開催をしていますサロンですとか、有償によります生活援助のボランティアなどが活動をしているところでございますが、まだまだ生活援助に係るボランティアなどの協議体が少ないのが現状でございます。

続きまして、2点目の在宅医療介護連携の推進のこれまでの取り組みと今後の取り組みについてですが、連携に係る事業につきましては、昨年度から不破郡医師会で実施しています地域在宅医療連携推進事業におきまして、医療・介護の連携の取り組みを行っているところで、今後も郡医師会と協議をしながら、さらに推進していく所存でございます。

実績といたしましては、昨年度、関係者を対象にした研修会を2回、一般町民を対象にしました講演会を1回開催しております。また、今年度も既に関係者を対象にした研修会を1回開催いたしまして、さらにもう1回開催を予定しております。また、一般町民を対象にしました講演会についてですけれども、11月に垂井町文化会館で開催を予定しておりますので、ぜひ多くの皆様に参加をしていただきたいと存じます。

また、今年度は医療・介護などに係りますマップの作成に取り組んでおりまして、完成後は郡内で全戸配付を予定しているところでございます。

続きまして、3点目の認知症施策の推進のこれまでの取り組みと今後の取り組み、現在の認知症高齢者数と2025年推計についてでございますが、地域で支える仕組みづくりとして、現在、認知症について正しく理解をしてもらうために認知症サポーター養成講座を開催したり、また、ふれあいプラザ「夢の屋」におきましては認知症カフェなどを開催しているところでございます。さらに、在宅介護支援センター事業といたしまして、認知症がわかる会や認知症町民講座などの講座を定期的に開催しております。

次に、認知症の高齢者数についてですが、介護認定を受けている方で日常生活自立度2以上の方については、おおよそ800名程度おられると推測をしているところでございます。国の試算では、2025年までに36%ほど増加するのではと見込んでおりますので、本町におきましては2025年には1,090名程度になるのではないかと推測いたします。

先ほどの質問の中でGPSを利用した対策・対応と、とりあえず今の時点では考えておりません。

続きまして、4点目の生活支援サービスの充実強化のこれまでの取り組みと今後の取り組みについてですが、生活支援コーディネーターや協議体の設置につきまして、これらについても

平成28年度中には体制の方向性を構築していかなければならないと考えているところでございます。

最後に、5点目の介護職員の確保の実態についてですが、町内のサービス事業所の方からも話を聞いていますが、求人は出すもののなかなか応募がないのが現状でございます。また、離職率も大変高いということで、今後、現在の1.5倍の介護にかかわる人材を確保しなければならないと言われております。

国におきましても、ハローワークにおいてマッチングの強化などの介護人材の確保策を実施しておりまして、大変重要な課題であると考えております。

以上、地域包括ケアシステムの構築につきましては、今後さらに進むことが予想されています。少子・高齢化の中で、介護と医療の負担を軽減させるための大きな施策だと考えております。そのためには、まずは介護にならない介護予防とか、また介護が必要になっても住みなれた地域で安心した暮らしができるような介護サービスの提供ができるよう取り組んでいく所存でございます。

以上、富田議員からの質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 再質問をいたします。

第1点目につきましては、今町長さんから地方版総合戦略で検討中ということですので、これ以上いろいろお聞きしてもとは思いません。それと、全国一律とかばらまきとか、短期的な対策ではというようなことも考えておられるということですので、ただ、ほかの行政といいますか、我が町が決してほかのまちに比べておくれをとっているとは思っておりません。しかし、ほかの自治体においては県内、県外においても先進的にいろんな取り組みをしているということで、参考事例としてはもう耳にたこができるくらい知っておられるとは思いますが、念のため。

例えば、結婚支援につきましては結婚祝い金、それとか婚活については、我が町は商工会さんとか、ある地域ではそういうふうに取り組んでおるところがありますが、行政が取り組んでいる、もっと踏み込んだ支援策でやっているところがあるとか、それとか出産なんかにつきましては出産祝い金、これは従来言われています第1子、第2子、第3子、いろいろと出している自治体もあるというようなこと。それと、産婦人科が我が町にはないということで、先ほどからも出ていますが、産婦人科を何とか開設できないかというようなこととか、例えば子育て支援については、簡単に言われているのは医療費の無料化ですね。高校生までにならないかというのにも出ております。それと保育料の無料化、これは現に県内でもう既にそれに取り組んでいる自治体がありますが、それとか留守家庭児童教室、これは今議会も何度も出ておりますが年齢の拡大、休日の実施。また、私はシングルマザーに対しての支援の拡大というのが

非常に思うわけですが、それと全体的支援として、移住者の支援策として、県内移住者の7割が子育て世代、若年層だというのが載っております。そういうことで移住対策も必要じゃないか。暮らし体験とか家、仕事探し、そういったものに支援していく。また、今議会で出していました空き家利用、そういったことも一つの対策でもあり、移住者に建築補助金を出すというようなこともあります。

上げれば幾つかありますし、行政サイドではもっと研究されていると思いますので、この程度にいたしております。一々細かくは申し上げませんが、ただこの中で私思いますのは、やはり保育料の無料化、まだ財政的には無理だろうからできないとは思っておりますが、年齢等を加味していろいろ対策を練っていくのはいいんじゃないかということと、留守家庭児童教室についてはもう各議員からも出ております。これについては何らか考えていただけたらということ、シングルマザーに対しては、今の母子家庭には9つほどのいろんな手当が出てはおると思うんですが、もっと、特に未婚のマザーに対して支援していくというのも一つの策じゃないかと思っております。

ですから、1点目については参考ということで質問は行いません。

それと第2点目、我が町においては、町の規模の割には新たに、先ほど言いました特別養護老人ホームとか老人保健施設、児童福祉施設、グループホーム、サービスつき高齢者住宅など、介護施設が開設されております。住民にとってはとても恵まれていると思います。そして、介護、医療、福祉、その系列の中で全部完結型になっていると思われるわけです。

ですから、すばらしいことであると思うんですが、しかし反面、入所者が、充実しているから、サービスがいいからとして、そこへどんどん入っていかれるということが、保険料が伸びていくということにつながっていかないかということをおもうわけです。このあたりへの、本来町行政が取り組まなければいけないことを民間のほうはどうも先行しているか、先を行っているような気もいたします。行政が後手に回ってくると、この地域包括ケアシステムの構築に向けてどんな影響が出ているか、支援の事業の見直しについてどんな影響をもたらしてくるか、そんなことをおもうわけです。そんな分析をおもうわけですが、先ほどどなたが言われました期限の利益ということで、早くやる方がいいことにつながるということを言っておられましたが、同じことで、これを一日も早くやるということがとても私はこの町に大事だと思います。

簡単に申し上げます。この町のこれまでのこういった現状、総合的にどのように把握されているか、町長さんにお尋ねをするものです。

つけ足しますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、先ほど言われました重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向け国が行っていきませんが、実情はこのまま2025年度まで入所者がふえ続けて、そういった状態になれば少子・高齢化で施設で介護に回る人も財政も行き詰まり、介護保険制度も破綻するのではないかと。年金制度の二の舞になるんじゃないか。だから、国から地方へ、そして施

設から在宅へといって、共働きとか核家族の担い手がないような家庭、家族に戻しても、これはとても大変だということで地域みんなで支え合おうというシステムだろうと思うんですが、これが国の本音ではないかと思うわけです。

ですから、こういったことを踏まえて、今度どんどん要介護者がふえていって、入所者がふえていって施設がふえていけば大変なことになっていくんじゃないかと思うわけです。ですから……。

○議長（丹羽豊次君） 富田議員、再質問ですので明確にお願いします。

○11番（富田栄次君） 先ほど言いました町の現状について、お尋ねいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目に、結婚、出産、子育てのことになる触れられましたけれども、やはり全てこれやっっていくには物すごい財政出動という形になりまして、ここら辺はしっかりと判断をしていかなければいけないところがあると思います。

ただ、産婦人科医がいないとか、そういったことは先ほどの答弁の中にもありましたけれども、そういった課題等がありますので、ここら辺はしっかり対応していくことが必要かというふうには思っております。

質問の介護の垂井町の現状についてどう思うかということでございますが、確かに施設等がたくさんあることによって介護料金が上がっていく現状は間違いなくあるというふうに思います。

ただ、病床数につきましては、県のほうの西濃地域での病床数のコントロールされている管理下であって、むやみやたらに何でもかんでもふえていくという状況にはないというのも一方にございます。そういった中で、垂井町にこれだけあるということは、逆に言えば垂井町の住民にとっては地域入所ということが言われておりますので、非常に条件がいい状況も一方にあるのではないかとこのように思うところでもあります。

一方で、財政的に考えますと、どうしても介護保険料が上がっていく状況によっては負担がふえるということになりますので、これをどう抑えていくかということになりますけれども、やはり施設から地域へ、在宅へと、国がそういう方向転換をしておるわけでありまして、先ほど議員がおっしゃったように、本当に在宅に戻ってそれで済むのかということ考えたときに、非常に難しい部分がある。やはり施設を利用せざるを得ない状況の方もたくさんお見えになる。ですから、これをどうしていくかということに関しては、健康寿命をいかに延ばすか、健康でいられることがいかに長く続けられるかということにかかわってくるのではないかなあというふうに思います。

つまり介護にかからない状況を長く続けること、健康なお年寄りをたくさんつくっていくことが大事ではないか。また、少し弱った方をいかにサポートしていくか、ここら辺に地域の力

というのが出てくる部分があるのではないかというふうに思っておるところでございます。

そういったところでございます。済みません、ちょっと失念いたしました。

介護につきましては、やはりみんなで支える部分というのにも必要になってまいりますので、これからもそういった部分をしっかりと捉えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時34分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 山 田 利 夫

会議録署名議員 江 上 聖 司